

# 第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画

令和2年3月  
宮崎県



## 【計画の目次】

第1章 計画策定の趣旨	
1 子どもの貧困に関する国の動き	1
（1）子どもの貧困対策法の制定	1
（2）子供の貧困対策に関する大綱	1
2 県計画について	2
3 県計画の期間	2
第2章 本県の子どもを取り巻く現状と課題	
1 子どもの貧困の現状	3
（1）子どもの貧困率	3
（2）就学援助率	5
（3）生活保護世帯における子どもの数	7
（4）生活保護世帯の子どもの進学率	9
（5）ひとり親世帯の状況	10
（6）本県の現状	12
2 子どもの貧困に関する課題	13
（1）アンケート調査結果	13
（2）市町村計画の調査結果	17
（3）本県の課題	18
第3章 計画の基本理念・基本方針と指標・目標	
1 基本理念	19
2 基本方針	19
3 子どもの貧困に関する指標・目標	20
（1）子どもの貧困に関する指標	20
（2）計画において目指す目標	22
第4章 指標の改善に向けた取組	
施策の体系図	24
1 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	26
2 教育の支援	29
3 生活の安定に資するための支援	33
4 経済的支援	37
第5章 実態を踏まえた計画の推進について	
1 計画の推進体制と関係者の役割	39
（1）計画の推進体制	39
（2）関係者の役割	39
2 各種支援制度の周知の徹底	39
3 計画の進捗管理	39

（附属資料）



## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 子どもの貧困に関する国の動き

#### (1) 子どもの貧困対策法の制定

厚生労働省の平成25年の国民生活基礎調査で、我が国の子どもの貧困率が16.3%と過去最高を更新したことなどにより、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」が施行されました。

その後、平成28年調査では、13.9%と改善は図られているものの、今なお、子どもの7人に1人が貧困の状況にあり、さらなる対策を進めるため、令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が公布、施行されました。

#### 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年9月施行）

##### 【目的】（抜粋）

全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、一人一人が夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

##### 【基本理念】（抜粋）

子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、子どもが心身ともに健やかに育成されるために推進されなければならない。

#### (2) 子供の貧困対策に関する大綱

改正法において、さらなる子どもの貧困対策の推進を図るため、国の子どもの貧困対策に関する方針等を盛り込んだ「子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）」が令和元年11月に閣議決定されました。

大綱では、これまでの子どもの貧困率などの改善に向けた取組に加え、新たな指標などが追加されました。

#### 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月閣議決定）

##### 【指標】（39項目）

- 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・中退率
- 全世帯の子どもの高等学校中退率・中退者数
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小・中学校）
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小・中学校）
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数（学校種別）
- ひとり親世帯の親の正規の職員・従業員の割合
- ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合 など

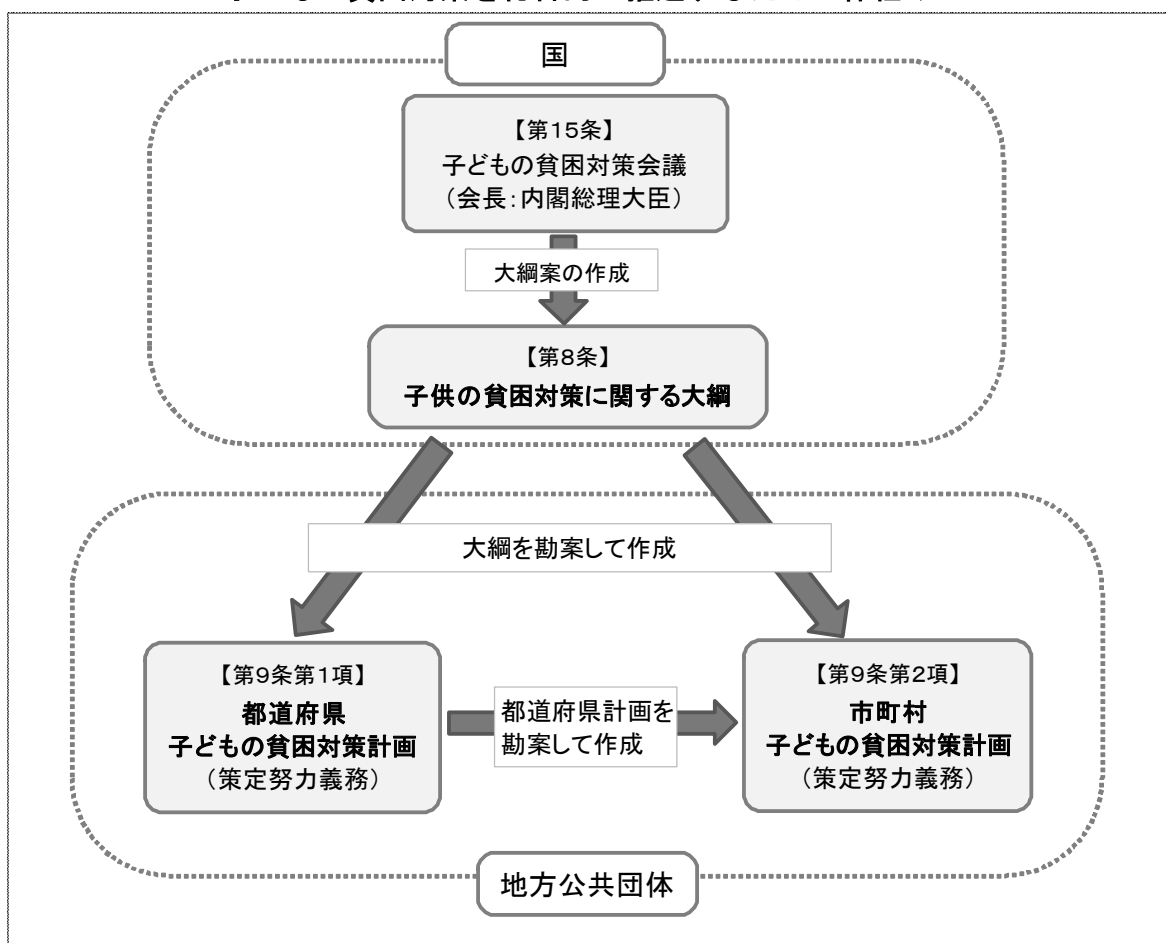
## 2 県計画について

この計画は、法の目的や大綱の趣旨を踏まえ、法第9条に基づく都道府県計画として策定するものです。

県計画における施策は、子ども・子育て支援法に基づく「みやぎき子ども・子育て応援プラン」や、教育基本法に基づく「宮崎県教育振興基本計画」、「宮崎県家庭教育支援条例」等と整合性を図りながら推進します。

なお、計画の対象地域は県内全域とし、県の施策のほか市町村の施策や関係団体の取組や連携などを視野に入れて策定します。

### 子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組み



## 3 県計画の期間

計画の期間は、令和2年度から5年度までの4年間とします。

## 第2章 本県の子どもを取り巻く現状と課題

### 1 子どもの貧困の現状

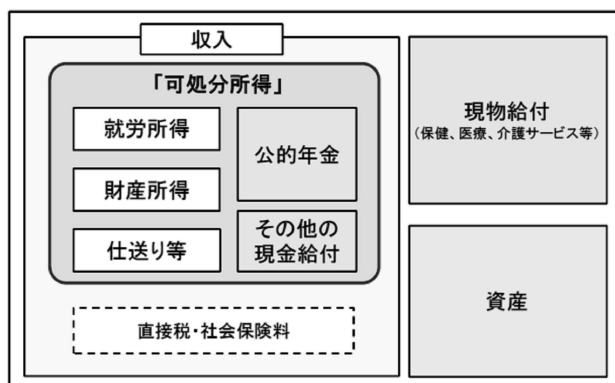
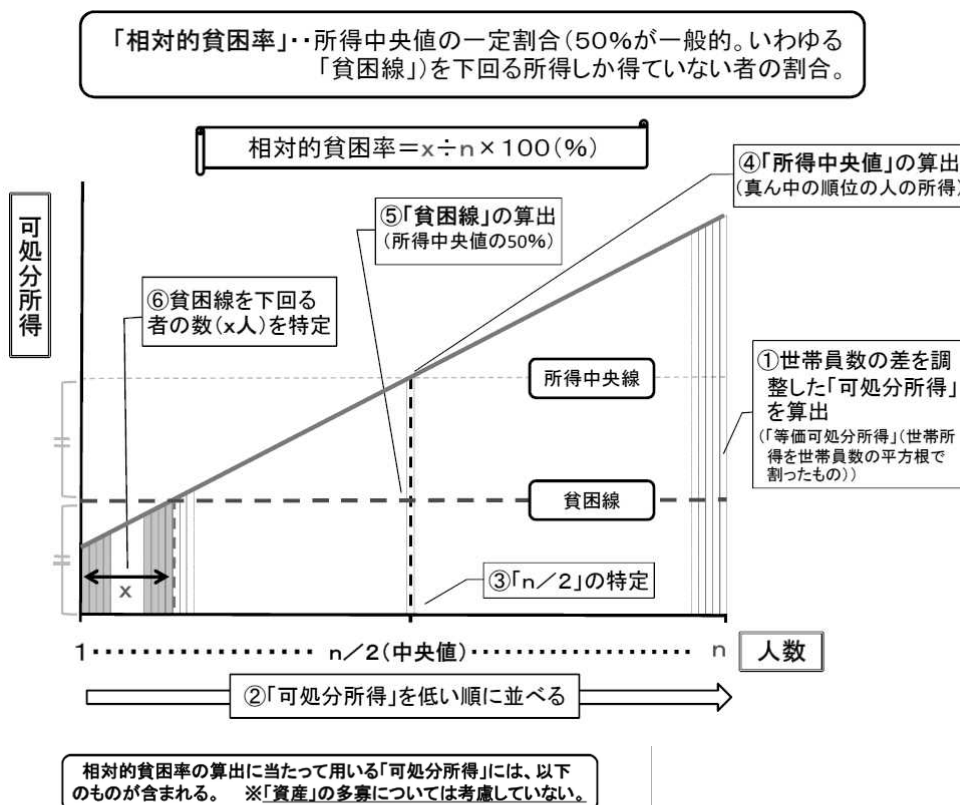
#### (1) 子どもの貧困率

##### ① 相対的貧困と絶対的貧困

子どもの貧困の状態を示す際に、「相対的貧困」と「絶対的貧困」という考え方があります。相対的貧困は「社会全体のレベルを勘案して判断される貧困」で、絶対的貧困は「社会全体のレベルに関わらず特定の水準で判断される貧困」のことをいいます。

子どもの貧困率は、相対的貧困の考え方によるもので、18歳未満の子どものうち、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る水準で生活している子どもの割合です。国が実施する国民生活基礎調査により算出され、子どもの貧困の状況を示すひとつの指標として使用されています。

#### 【相対的貧困率について】



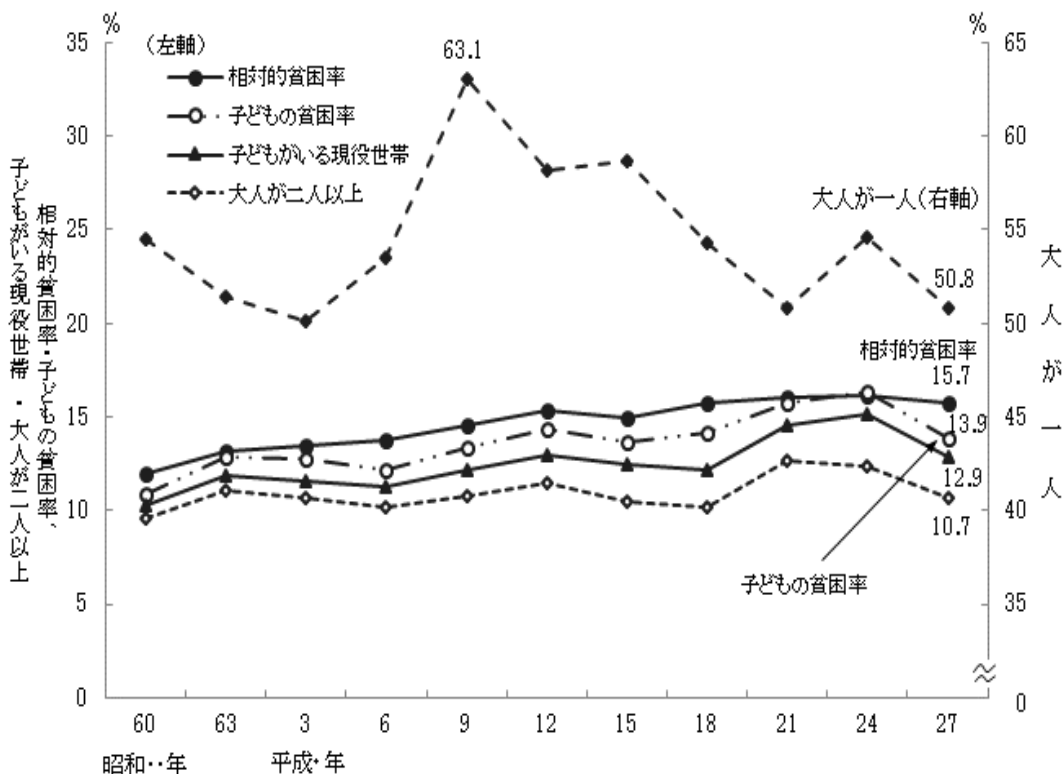
出典：厚生労働省 国民生活基礎調査に関するQ&A

## ② 日本の貧困率の年次推移

子どもの貧困率は、国民生活基礎調査の初年度の昭和60年が10.9%で最も低く、その後上昇傾向で推移しており、平成24年には16.3%と過去最高の水準となり、最新の平成27年の数値は13.9%となっています。

また、子どもがいる現役世帯のうちひとり親世帯をはじめとする大人が一人の世帯の貧困率については、平成27年には50.8%に達しており、減少傾向にはありますが、依然として高い水準となっています。

### 【日本の貧困率の年次推移】



出典：厚生労働省 国民生活基礎調査（平成30年）

### 【注】

- ・平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- ・平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
- ・貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
- ・大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- ・等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。



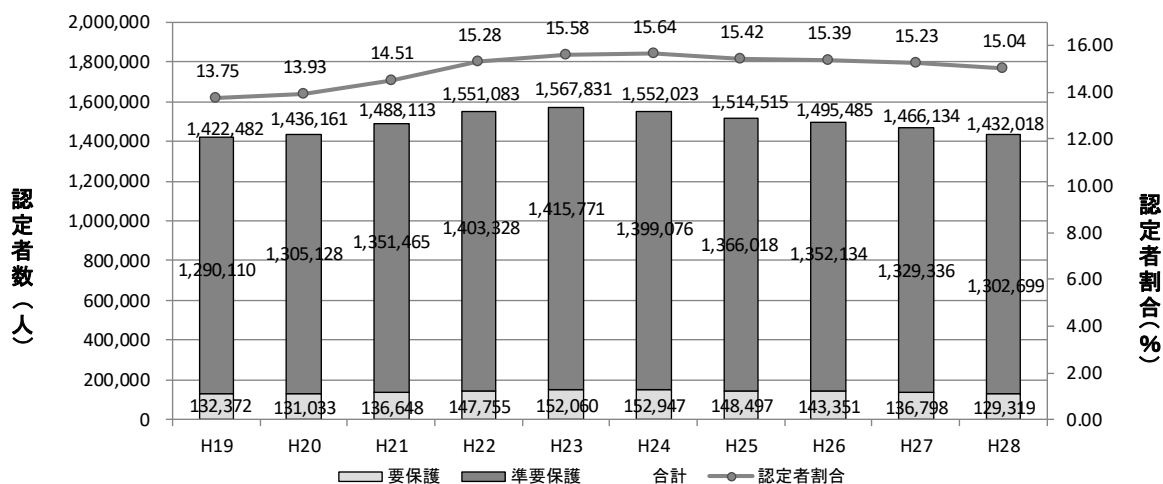
## (2) 就学援助率

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条では「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒（義務教育期間中の児童・生徒）の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされており、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者（準要保護者）に対し、学用品や給食費等に要する費用を補助する就学援助が行われています。

### ① 全国

全国の児童生徒が減少している中、就学援助を受けている児童生徒の数は平成23年度まで増加しましたが、平成24年度以降は減少し、平成28年度には約143万2千人となっています。全体の児童生徒に占める就学援助認定者の割合（就学援助率）は、平成24年度をピークに減少し、平成28年度には15.04%となっています。

【就学援助認定者数・割合の推移（全国）】



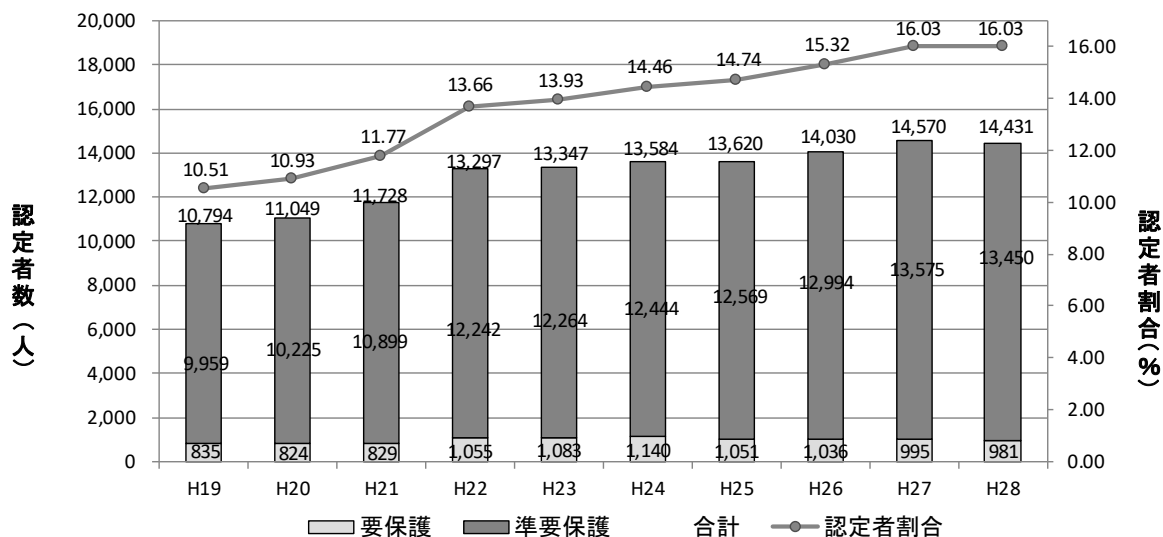
	児童生徒数 (万人)A	認定者数(人)			認定者割合 (B/A)
		要保護	準要保護	合計 B	
H19	1,034	132,372	1,290,110	1,422,482	13.75%
H20	1,030	131,033	1,305,128	1,436,161	13.93%
H21	1,025	136,648	1,351,465	1,488,113	14.51%
H22	1,015	147,755	1,403,328	1,551,083	15.28%
H23	1,006	152,060	1,415,771	1,567,831	15.58%
H24	992	152,947	1,399,076	1,552,023	15.64%
H25	982	148,497	1,366,018	1,514,515	15.42%
H26	971	143,351	1,352,134	1,495,485	15.39%
H27	962	136,798	1,329,336	1,466,134	15.23%
H28	952	129,319	1,302,699	1,432,018	15.04%

出典：文部科学省資料「要保護及び準要保護児童生徒数の推移」を一部加工

## ② 宮崎県

本県の児童生徒が減少している中、就学援助を受けている児童生徒の数は近年増加傾向で推移しており、平成19年度の10,794人から平成28年度には14,431人と10年間で約1.3倍に増加しています。全体の児童生徒に占める就学援助認定者の割合（就学援助率）は、平成19年度の10.51%から平成28年度には16.03%に増加しています。

【就学援助認定者数・割合の推移（宮崎県）】



	児童生徒数 (人)	認定者数(人)			要保護児童 生徒認定者 割合	準要保護児童 生徒認定者 割合	認定者割合
		要保護	準要保護	合計			
H19	102,706	835	9,959	10,794	0.81%	9.70%	10.51%
H20	101,069	824	10,225	11,049	0.82%	10.12%	10.93%
H21	99,617	829	10,899	11,728	0.83%	10.94%	11.77%
H22	97,330	1,055	12,242	13,297	1.08%	12.58%	13.66%
H23	95,792	1,083	12,264	13,347	1.13%	12.80%	13.93%
H24	93,916	1,140	12,444	13,584	1.21%	13.25%	14.46%
H25	92,400	1,051	12,569	13,620	1.14%	13.60%	14.74%
H26	91,602	1,036	12,994	14,030	1.13%	14.19%	15.32%
H27	90,871	995	13,575	14,570	1.09%	14.94%	16.03%
H28	90,010	981	13,450	14,431	1.09%	14.94%	16.03%

出典：文部科学省資料「要保護及び準要保護児童生徒数全国都道府県別」を加工

### (3) 生活保護世帯における子どもの数

#### ① 全国

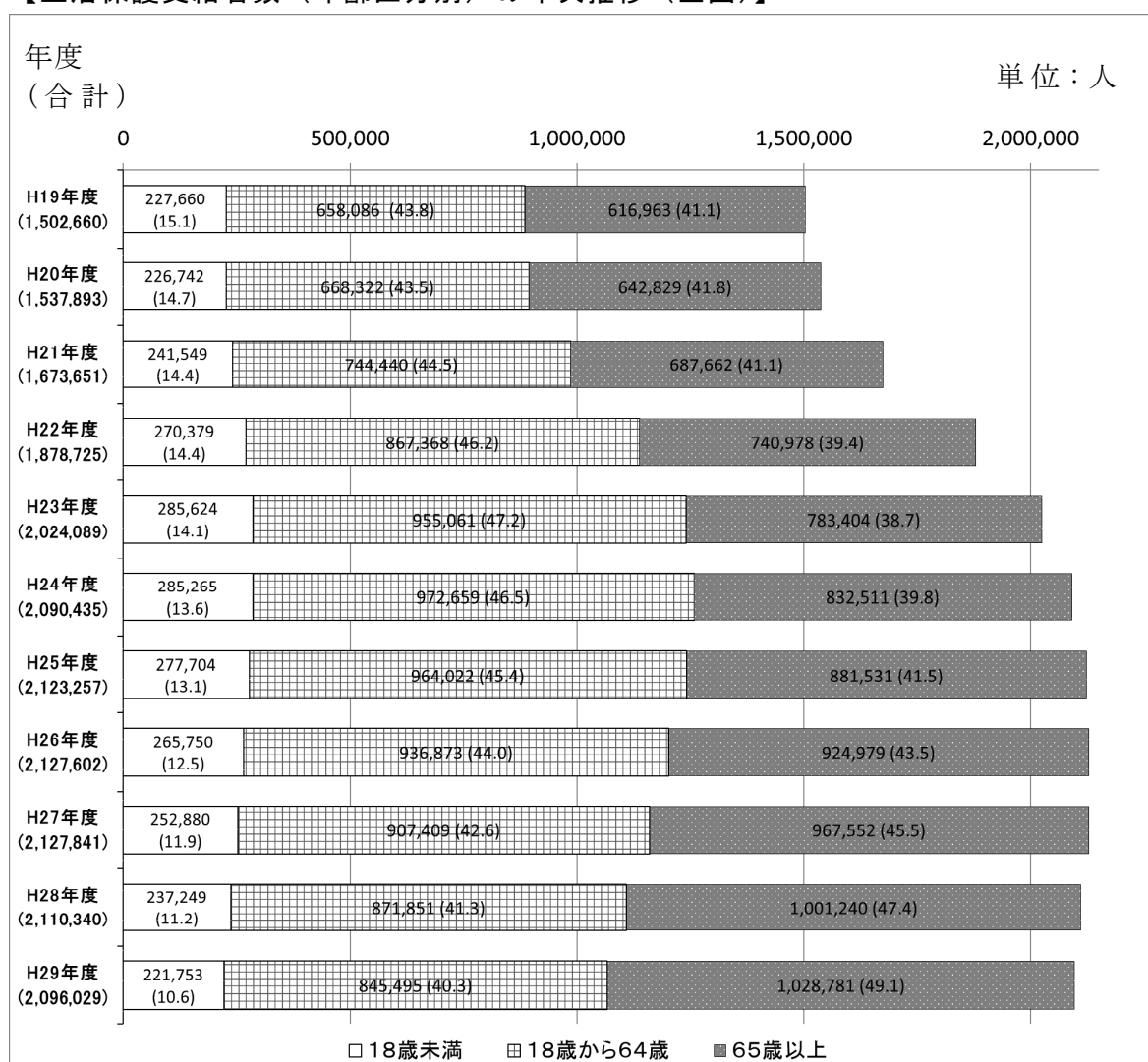
全国的生活保護受給者は、平成19年度から27年度にかけて増加傾向で推移しています。

特に平成20年9月のリーマンショックから平成24年度にかけては、急激な増加が続いています。

このうち、生活保護を受給している世帯の18歳未満の子どもの数は、受給者全体の傾向と同様に平成20年度から24年度まで急増し、平成25年度以降は緩やかに減少しています。

平成29年度の生活保護世帯における18歳未満の子どもは、約22万2千人となり、平成19年度の約22万7千人から約5千人の減少となっています。

【生活保護受給者数（年齢区分別）の年次推移（全国）】



出典：厚生労働省 被保護者調査

## ② 宮崎県

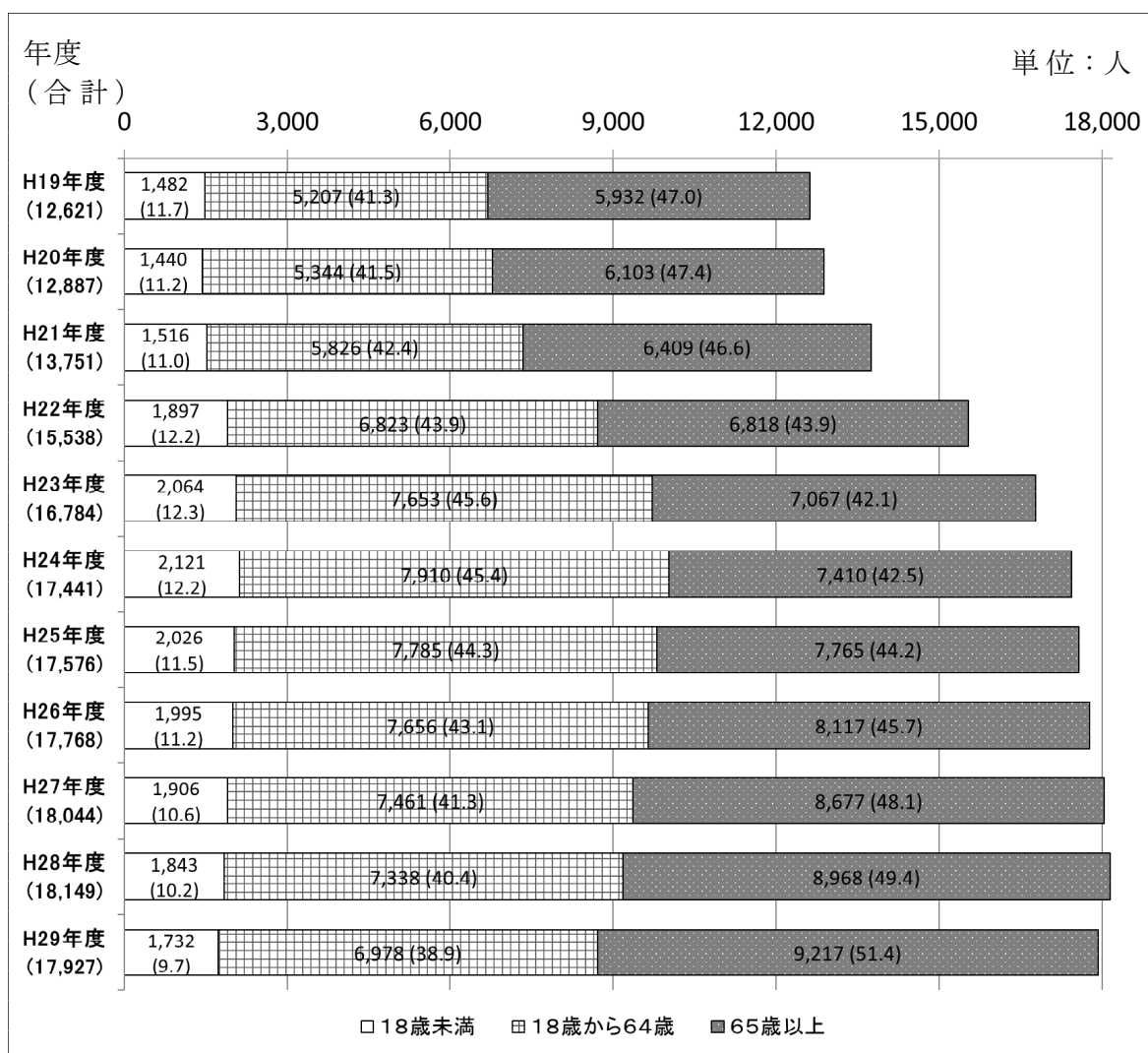
本県の生活保護受給者は、全国の傾向と同じく平成19年度から28年度にかけて増加傾向で推移しており、平成20年9月のリーマンショックから平成24年度にかけて急激に増加しています。

平成25年度から28年度は、割合は小さくなっているものの、増加傾向で推移していましたが、平成29年度は、減少に転じています。

このうち、生活保護を受給している世帯の18歳未満の子どもの数は、受給者全体の傾向と同様に平成20年度から24年度まで急増し、平成25年度以降は緩やかに減少しています。

平成29年度時点の18歳未満の子どもは1,732人で、平成19年度の1,482人から250人の増加となっています。

【生活保護受給者数（年齢区分別）の年次推移（宮崎県）】



出典：厚生労働省 被保護者調査

#### (4) 生活保護世帯の子どもの進学率

##### ① 全国

全国の生活保護世帯の子どもの進学率（平成30年4月1日時点）は、高等学校等進学率が93.7%、大学等進学率が36.0%となっており、一般世帯（平成30年5月1日時点）と比較すると、高等学校等進学率は5.3ポイント、大学等進学率は、36.9ポイント低い水準となっています。

また、前計画策定時と比較すると、生活保護世帯の高等学校等進学率は2.6ポイント、大学等進学率は4.3ポイント増加しています。

##### 【生活保護世帯の子どもの進学率（全国）】

		生活保護世帯	一般世帯	備考	
全国	子どもの進学率	高等学校等進学率	93.7% (91.1%)	99.0% (98.7%)	平成29年度時点 (平成26年度時点) ※前計画策定時
		大学等進学率	36.0% (31.7%)	72.9% (74.9%)	

出典：生活保護世帯は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成30年4月1日）  
一般世帯は、文部科学省「学校基本調査」（平成30年度）を基に作成。

##### 【注】

- ・ 高等学校等進学率は、年度末に中学校を卒業した者のうち、その翌年度に高等学校等に入学した者の割合。大学等進学率は、年度末に高等学校等を卒業した者のうち、翌年度に大学、短期大学、専修学校又は各種学校に入学した者の割合。
- ・ 一般世帯の値は「平成30年度学校基本調査」結果（文部科学省）のデータを活用し、国の子どもの貧困対策に関する大綱で示された生活保護世帯の子どものに関する指標の算出方法を参考として再計算した値であり、文部科学省が公表している進学率等と異なる。

##### ② 宮崎県

本県の生活保護世帯の子どもの進学率（平成31年4月1日時点）は、高等学校等進学率が92.1%、大学等進学率が23.1%となっており、一般世帯（令和元年5月1日時点）と比較すると、高等学校等進学率は6.5ポイント、大学等進学率は、43.5ポイント低い水準となっています。

また、前計画策定時と比較すると、生活保護世帯の高等学校等進学率は8.8ポイント増加し、大学等進学率は2.4ポイント減少しています。

##### 【生活保護世帯の子どもの進学率（宮崎県）】

		生活保護世帯	一般世帯	備考	
県	子どもの進学率	高等学校等進学率	92.1% (83.3%)	98.6% (98.0%)	平成30年度時点 (平成26年度時点) ※前計画策定時
		大学等進学率	23.1% (25.5%)	66.6% (66.9%)	

出典：生活保護世帯は、宮崎県福祉保健課調べ（平成31年4月1日）。  
一般世帯は、文部科学省「学校基本調査」（令和元年度）を基に作成。

(5) ひとり親世帯の状況

① 全国

全国のひとり親世帯の数（推計値）は、平成10年以降平成23年までは増加傾向にありましたが、平成28年の調査では減少しており、平成28年には約141万9千世帯と、18年間で約27%増加しています。

このうち母子世帯の数は、平成10年の約95万5千世帯から、平成28年には123万2千世帯と、約29%増加しています。

【ひとり親世帯数の年次推移（推計値：全国）】

単位：万世帯

調査年	母子世帯数	父子世帯数	ひとり親世帯数計
平成10年	95.5	16.3	111.8
平成15年	122.5	17.4	139.9
平成18年	115.1	24.1	139.2
平成23年	123.8	22.3	146.1
平成28年	123.2	18.7	141.9

出典：厚生労働省 全国ひとり親世帯等(母子世帯等)調査

また、平成28年のひとり親世帯の就労形態については、母子世帯では、正規の職員・従業員が全体の36.2%、非正規の職員（パート・アルバイト等。以下同じ。）が35.8%、父子世帯では正規の職員・従業員が全体の58.3%、非正規の職員が5.4%となっており、母子世帯においては、平成23年と比較すると改善されつつあるものの、依然として非正規の職員の割合が高くなっています。

【ひとり親世帯の就労形態（平成23年及び28年：全国）】

単位：%

区分		正規の職員・従業員	派遣社員	非正規の職員（パート・アルバイト等）	自営業	家族従業者・その他	不就業	不詳
		母子世帯	平成23年	31.7	3.8	38.2	2.1	4.2
	平成28年	36.2	3.8	35.8	2.8	2.5	9.4	8.8
父子世帯	平成23年	61.3	1.8	7.3	14.3	5.2	5.3	3.4
	平成28年	58.3	1.2	5.4	15.6	3.5	5.4	9.1

出典：厚生労働省 全国ひとり親世帯等(母子世帯等)調査を基に作成

② 宮崎県

本県のひとり親世帯の数（推計値）は、平成9年以降平成24年までは増加傾向にありましたが、平成29年の調査では減少しており、平成29年には17,157世帯と、20年間で約17%増加しています。

このうち母子世帯の数は、平成9年の12,270世帯から、平成29年には15,686世帯と、約28%増加しています。

【ひとり親世帯数の年次推移（推計値：宮崎県）】

調査年	総世帯数	母子世帯		父子世帯		ひとり親世帯計	
		世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
平成9年	430,989	12,270	2.85	2,385	0.55	14,655	3.40
平成14年	448,142	14,102	3.15	2,573	0.57	16,675	3.72
平成19年	459,690	15,294	3.33	2,621	0.57	17,915	3.90
平成24年	467,415	15,675	3.35	1,645	0.35	17,320	3.71
平成29年	467,223	15,686	3.36	1,471	0.31	17,157	3.67

※出現率は、総世帯数に占める割合。総世帯数は「宮崎県の推計人口と世帯数」による。

出典：宮崎県 ひとり親世帯生活実態調査

また、平成29年のひとり親世帯の就労形態については、母子世帯では、常用雇用者が全体の46.1%、臨時雇用者が38.1%、父子世帯では常用雇用者が全体の61.7%、臨時雇用者が8.5%となっており、平成24年と比較すると改善されつつあるものの、依然として、母子世帯の臨時雇用の割合が高くなっています。

【ひとり親世帯の就労形態（平成24年及び平成29年：宮崎県）】

単位：%

区分		常用雇用者	臨時雇用者	自営業	内職・その他	無職
母子世帯	平成24年	43.3	40.0	6.2	2.3	7.4
	平成29年	46.1	38.1	4.8	1.9	7.5
父子世帯	平成24年	55.6	12.3	23.4	2.7	4.2
	平成29年	61.7	8.5	23.1	0.4	5.2

※自営業には、家族従業を含む。

出典：宮崎県 ひとり親世帯生活実態調査

さらに、ひとり親世帯の平均月収について、その額に応じた6つの区分（10万円未満から30万円以上の5万円単位）に分類し、最も割合が多い区分を見ると、母子世帯では10万円以上15万円未満の区分で35.6%、父子世帯では15万円以上20万円未満の区分で30.3%となっています。

母子世帯については、平均月収が10万円未満の区分の18.6%を加えると、全体の54.2%が平均月収15万円未満となり、就労上の問題でも、母子世帯、父子世帯ともに「給料が安い」が最も多く挙げられていることから、依然として母子世帯が厳しい経済状況に置かれていることが窺えます。

【ひとり親世帯の平均月収（平成24年及び平成29年：宮崎県）】

単位：%

区分		10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20～25万円未満	25～30万円未満	30万円以上
母子世帯	平成24年	21.6	36.6	21.7	8.2	5.4	4.8
	平成29年	18.6	35.6	22.7	8.9	4.5	4.5
父子世帯	平成24年	8.8	19.3	29.3	18.0	10.0	8.6
	平成29年	5.2	14.6	30.3	23.8	11.0	10.1

出典：宮崎県 ひとり親世帯生活実態調査

【ひとり親世帯の主な就労上の問題（平成24年及び平成29年：宮崎県）】

単位：％

母子世帯	平成24年	平成29年
給料が安い	46.8	42.8
子どものことで休むこと	33.1	32.9
育児等のため条件のいい仕事ができない	12.5	13.1
残業ができない	9.4	11.1

父子世帯	平成24年	平成29年
給料が安い	35.8	38.1
子どものことで休むこと	36.2	31.4
残業ができない	10.9	10.5
出張ができない	8.0	8.5

※複数回答可のため、回答の合計は100%を超える場合がある。

出典：宮崎県 ひとり親世帯生活実態調査

（6）本県の現状

県全体の児童生徒数が減少する中、就学援助を受ける子どもの割合は増加傾向にあります。

また、生活保護世帯の子どもについては、一般世帯と比較して、高等学校等への進学率が6.5ポイント、大学等への進学率が43.5ポイント低い水準にあります。

さらに、ひとり親世帯のうち母子世帯については、全体の54.2%が平均月収15万円未満となっており、経済的に厳しい状況にあります。

このようなことから、本県においても依然として、貧困の連鎖が続いている状況にあります。



## 2 子どもの貧困に関する課題

### (1) アンケート調査結果

第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画の策定に当たり、本県の課題を把握するため、市町村や教育委員会、社会福祉協議会、子どもの貧困対策に携わる民間団体などを対象としたアンケート調査を行いました。

アンケート調査では、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」において重点的に取り組んでいる4つの柱の施策から、回答者は「非常に有効」「有効」であるものを選択するとともに、課題等について記述する形式で行いました。

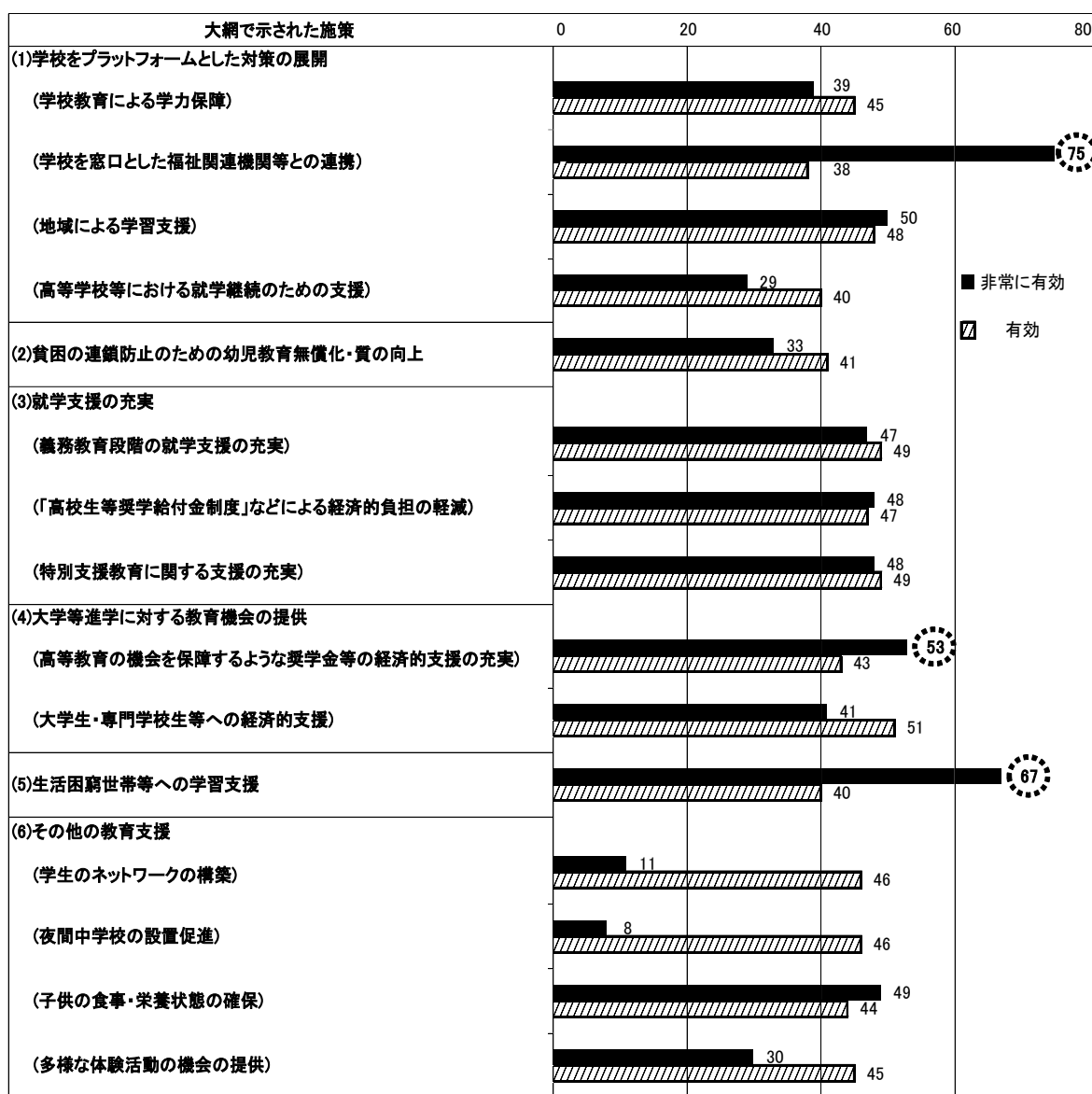
### 【アンケート調査の概要】

目的	子どもの貧困対策に関する課題や有効な施策について把握する。
対象	市町村(26)、市町村教育委員会(26)、社会福祉協議会(27)、郡部福祉事務所(5)、関係団体(8)、子ども食堂(19)、学習支援団体(21) など
内容	国の「子供の貧困対策に関する大綱」において、重点的に取り組む4つの柱の施策のうち、「非常に有効」「有効」と考えるものを選択する形式で平成31年3月にアンケート調査を実施した。(複数回答可) ※教育の支援(15項目)、生活の支援(16項目)、保護者の就労支援(3項目)、経済的支援(6項目)
回答率	93.3%(134団体のうち125団体が回答)

### ① 教育の支援

「教育の支援」で最も多く有効であると回答された項目は、「学校を窓口とした福祉関係機関等との連携」で125団体のうち75団体（60％）が非常に有効であると回答しました。

2番目に回答が多かった項目は「生活困窮世帯等への学習支援」（67団体）で、3番目は「高等教育の機会を保障するような奨学金等の経済的支援の充実」（53団体）と続きました。



※複数回答可のため、回答の合計が回答した団体数を超える。

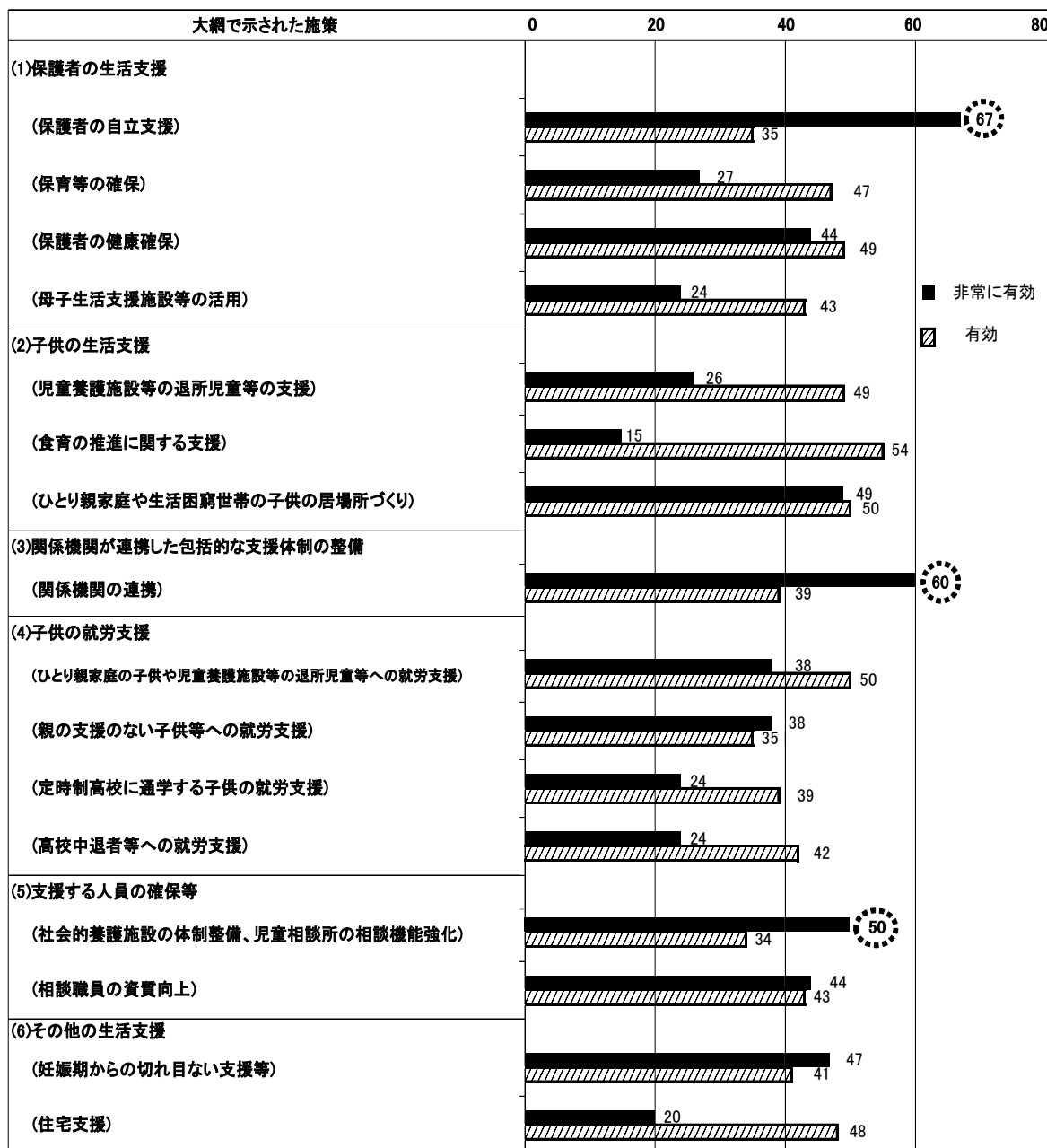
#### （「教育の支援」に関する主な意見）

- ・ 子どもと保護者の支援を行うため、教育と福祉の連携が重要である。
- ・ 学校や民間団体、行政等とのネットワーク構築が必要である。
- ・ 地域における学習支援等のボランティアの養成が必要である。

## ② 生活の支援

「生活の支援」で最も多く有効であると回答された項目は、「保護者の自立支援」で125団体のうち67団体（54％）が非常に有効であると回答しました。

2番目に回答が多かった項目は「関係機関の連携」（60団体）で、3番目は「社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化」（50団体）でした。



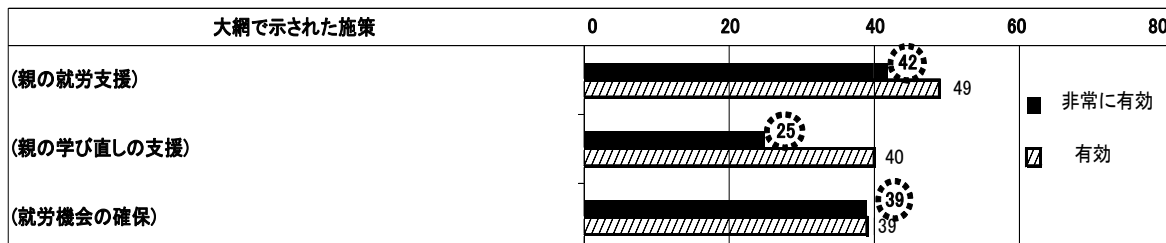
※複数回答可のため、回答の合計が回答した団体数を超える。

### （「生活の支援」に関する主な意見）

- ・ 妊娠期からの切れ目のない包括的な相談窓口の設置が必要である。
- ・ 支援が必要と思われる子どもや家庭とつながるための役割を担う人材の研修が必要である。
- ・ 学校や関係機関との、必要な範囲での個人情報の共有と連携が必要である。

### ③ 保護者に対する就労の支援

「保護者に対する就労の支援」で非常に有効であると回答された数が多い順に、「親の就労支援」（42団体）、「就労機会の確保」（39団体）、「親の学び直しの支援」（25団体）となりました。



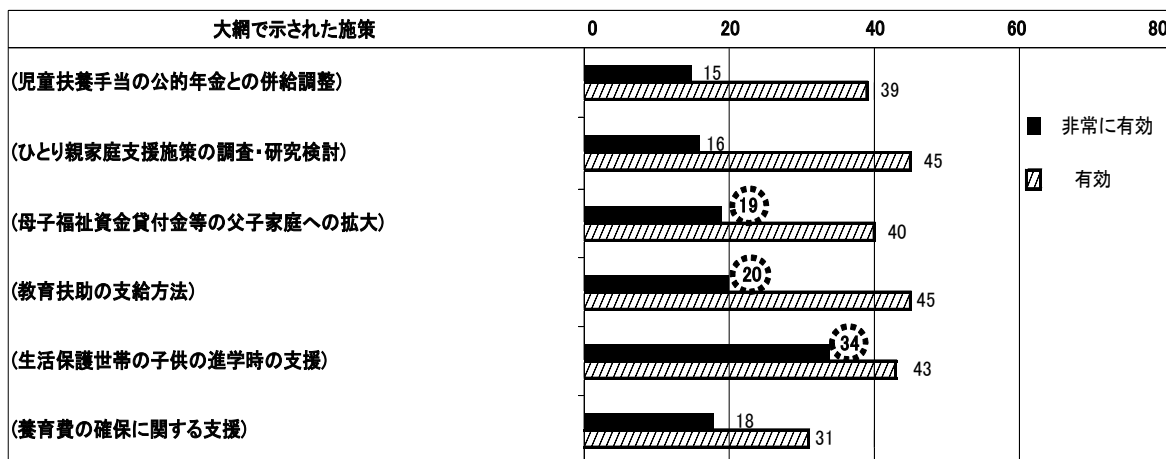
※複数回答可のため、回答の合計が回答した団体数を超える。

（「保護者に対する就労の支援」に関する主な意見）

- ・ ひとり親家庭等の親の自立に向けた就労支援等が重要である。
- ・ 保護者への資格取得の支援が有効である。
- ・ 誰ともつながっていない孤立状態にある保護者への支援が重要である。

### ④ 経済的支援

「経済的支援」で最も多く非常に有効であると回答されたのは「生活保護世帯の子供の進学時の支援」（34団体）でした。2番目は「教育扶助の支給方法」（20団体）、3番目は「母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大」（19団体）と続きました。



※複数回答可のため、回答の合計が回答した団体数を超える。

（「経済的支援」に関する主な意見）

- ・ 金銭的支援だけでなく、経済的に自立できるような支援の展開が重要である。
- ・ 準要保護児童生徒の高校進学時の費用の支援が必要である。
- ・ 家庭教育に対する支援が有効である。

## (2) 市町村計画の調査結果

平成28年度から30年度に、内閣府の「地域子供の未来応援交付金」を活用して、県内10市町が子どもの貧困対策推進に関する計画を策定しています。

子どもの貧困対策は、住民に一番身近な市町村において、地域の実情に応じ、施策を進めることが重要でありますので、今回、以下のとおり、計画において、それぞれの市町で必要とされる支援の調査を行いました。

### ① 計画策定市町

年 度	市 町 名
平成28年度	日南市、日向市、えびの市、高鍋町
平成29年度	都城市、延岡市、小林市、串間市、西都市
平成30年度	三股町

### ② 主な調査対象

市町により、それぞれ調査対象は異なりますが主な対象者は以下のとおりです。

- ・ 小学生、中学生、高校生（各自治体で年次を指定）
- ・ 未就学児、小学生、中学生、高校生の保護者（各自治体で年次を指定）
- ・ 民生・児童委員、主任児童委員
- ・ 教職員、教育・保育サービス事業者
- ・ 支援に携わる団体 等

### ③ 主な課題

- ・ 雇用が少なく家庭の生活困難な状況が子どもの育ちに影響している
- ・ 全国と比較して就学援助認定率が増加している
- ・ 地域において家庭の状況を把握することが困難な状況にある
- ・ 支援制度の周知が十分に行われていない

### ④ 必要とされる主な支援

- ・ 生活や学習等に課題を抱える子どもの学習支援（7市1町）
- ・ 子どもに関する相談に対して包括的に対応できる体制の整備（6市1町）
- ・ 地域住民と連携を図りながら、学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所づくり（5市）
- ・ 学校において子どもの生活支援などを行う専門人材（スクールソーシャルワーカーなど）の設置・拡充（4市1町）
- ・ 親に対する就労支援や生活支援、経済的支援（4市1町）
- ・ 様々な方面の支援者や支援機関等が連携して支援するためのネットワークづくり（3市）
- ・ 行政や学校、企業、NPO等の関係団体との連携による地域全体での取組（3市）

### (3) 本県の課題

本県の子どもの貧困の現状やアンケート調査などの結果を踏まえ、本県の子どもの貧困対策における特に重要な課題は、以下の4点があげられます。

#### 課題① 保護者に対する就労・生活支援の充実

アンケート調査では、「保護者の自立支援」が67団体、「親の就労支援」が42団体、「就労機会の確保」が39団体において非常に有効であると回答しました。また、自由記述では、「ひとり親家庭等の親の自立に向けた就労支援等が重要」「誰ともつながっていない孤立状態にある保護者への支援が重要」という意見がありました。

市町村計画の調査結果では、「子どもに関する相談に対して包括的に対応できる体制の整備」(6市1町)、「親に対する就労支援や生活支援、経済的支援」(4市1町)が多くなっています。

#### 課題② 教育の支援の充実

アンケート調査では、「学校を窓口とした福祉関係機関等との連携」が75団体、「生活困窮世帯等への学習支援」が67団体において非常に有効であると回答しました。

また、自由記述では、「学校や民間団体、行政等とのネットワーク構築が必要」という意見がありました。

市町村計画の調査結果では、「生活や学習等に課題を抱える子どもの学習支援」(7市1町)、「学校において子どもの生活支援などを行う専門人材(スクールソーシャルワーカーなど)の設置・拡充」(4市1町)が多くなっています。

#### 課題③ 関係団体の連携及び人材の確保

アンケート調査では、「関係機関の連携」が60団体、「社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化」が50団体において非常に有効であると回答しました。また、自由記述では、「支援が必要と思われる子どもや家庭とつながるための役割を担う人材の研修が必要」、「地域における学習支援等のボランティアの養成が必要」という意見がありました。

市町村計画の調査結果では、「様々な方面の支援者や支援機関等が連携して支援するためのネットワークづくり」(3市)、「行政や学校、企業、NPO等の関係団体との連携による地域全体での取組」(3市)が多くなっています。

#### 課題④ 各種支援制度の周知の徹底

アンケート調査などでは、「親に対する就労支援や生活支援、経済的支援」などが重要であるとの意見がありますが、関係機関等との連携が十分とはいえないなどの理由により、支援制度の情報が必要とされる方に伝わっていない状況にあります。

### 第3章 計画の基本理念・基本方針と指標・目標

#### 1 基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在及び将来に夢や希望を持って安心して育つことのできる社会の実現を目指す。

本県の活力を維持し、安心と希望あふれる未来を築く礎となるのは「人」であり、子どもたちは、将来を担うかけがえのない地域の宝です。

その子どもたちが自分の可能性を信じて挑戦し、未来を切り拓いていく社会にするためには、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境の整備や教育の機会均等など、さらなる子どもの貧困対策の推進が重要です。

これらを踏まえ、計画の基本理念は「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在及び将来に夢や希望を持って安心して育つことのできる社会の実現を目指す」とします。

#### 2 基本方針

温かな県民性に育まれた地域の繋がりを活かし、県民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策に取り組む。

貧困に至る要因は、その家庭や子どもによって様々であり、複数の課題が複雑に絡み合っていることも多いため、貧困の状況にある子どもや、そのような状況に至るおそれのある子どもを地域全体で孤立させないように気づき、見守り、支援することが大切です。

全国的には、都市化や核家族化により、希薄な地域の人間関係が課題であるとされていますが、本県は温かな県民性や、人や地域の繋がりが強いことなど、経済的な数値では比較できない優位性があり、これらの強みは、本県の子どもの貧困対策を推進する上でも活用すべき資源です。

また、子どもの貧困対策を効果的に実施するためには、県民、関係団体、行政がお互いにそれぞれの役割を理解して一体的に取り組む必要があることから、これまで県民、関係団体、行政により連携・協力して取り組んできましたが、今後ともさらなる連携が重要であると考えます。

これらを踏まえ、本県の子どもの貧困対策の目指すべき方向性は、引き続き「温かな県民性に育まれた地域の繋がりを活かし、県民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策に取り組む」とします。

なお、国の大綱や本県の課題などを踏まえ、子どもの貧困対策の柱を以下の4つとします。

##### (本県の子どもの貧困対策の柱)

- 1 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 2 教育の支援
- 3 生活の安定に資するための支援
- 4 経済的支援

### 3 子どもの貧困に関する指標・目標

#### (1) 子どもの貧困に関する指標

大綱では子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために、子どもの貧困に関する指標を設定しています。

従って、計画においても、本県の子どもの貧困の状況を把握し、計画の実効性を担保するために、子どもの貧困に関する指標を設定することとします。

指標の具体的な項目は、大綱で示された39項目のうち、都道府県毎の数値が把握できる項目及び独自に設定した次の24項目とします。

#### 【子どもの貧困に関する指標】

No.	項目	全国	宮崎県	備考
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7%	92.1%	国：平成30年4月1日現在
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.1%	5.2%	県：平成31年4月1日現在
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	36.0%	23.1%	
4	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	95.8%	100.0%	平成30年5月1日現在
5	児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	30.8%	34.8%	
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）	81.7%	88.9%	国：平成28年度現在 県：平成29年度現在
7	全世帯の子どもの高等学校等進学率	99.0%	98.6%	国：平成29年度 県：平成30年度
8	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4%	1.6%	平成30年度 （国公立学校）
9	全世帯の子どもの高等学校中退者数	48,594人	522人	
10	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	50.9%	46.0%	平成30年度 （公立学校）
11	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	58.4%	65.9%	
12	スクールカウンセラーの配置率（小学校）	67.6%	要請に応じてすべての小学校に対応 （対応実績6.3%）	
13	スクールカウンセラーの配置率（中学校）	89.0%	配置校83校のほか、要請に応じてすべての中学校に対応 （対応実績73.4%）	



No.	項 目	全 国	宮 崎 県	備 考
14	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	65.6%	92.3%	平成29年度
15	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	47.2%	34.6%	平成30年度
16	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	56.8%	42.3%	
17	高等教育の修学支援新制度の利用者数(大学)	-	-	※令和2年度から開始される制度のため、実績なし
18	高等教育の修学支援新制度の利用者数(短期大学)	-	-	
19	高等教育の修学支援新制度の利用者数(高等専門学校)	-	-	
20	高等教育の修学支援新制度の利用者数(専門学校)	-	-	
21	ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯)	80.8%	83.9%	平成27年調査
22	ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯)	88.1%	89.7%	
23	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)	44.4%	49.3%	
24	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)	69.4%	67.6%	

※指標の出典について

指標 1～3：国は厚生労働省社会・援護局保護課調べ、県は県福祉保健課調べ。

指標 4、5：国は厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ、県は県子ども家庭課調べ。

指標 6：国は全国ひとり親世帯等調査、県はひとり親世帯生活実態調査。

指標 7：文部科学省「学校基本調査」を基に算出。

指標 8、9：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査。

指標 10～13：国は文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ、県は県教育委員会人権同和教育課調べ。

指標 14～16：国は文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ、県は文部科学省「就学援助実施状況調査」。

指標 17～20：独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ。

指標 21～24：国勢調査。

## (2) 計画において目指す目標

本県の子どもの貧困対策において、特に重要な項目について数値目標を設定し、達成に向けた取組を行います。

### ① 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率・中退率（目標1・2）

本県の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、改善傾向にあるものの一般世帯と比較して6.5ポイント低い状況であること、また、最終学歴が中学校卒業の場合、高等学校卒業又は大学以上卒業の場合と比較して将来の貧困リスクが高くなることから、数値目標を設定します。

### ② 公立小・中学校でスクールソーシャルワーカーが子どもの貧困対策に関する研修を実施した割合（目標3）

子どもが抱える様々な問題の解決を図るため、県内の小中学校において、スクールソーシャルワーカー制度の周知や研修が重要であることから、数値目標を設定します。

### ③ 市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率（目標4）

子どもの貧困対策を推進するためには、それぞれの地域において支援を必要とする子どものニーズを最も的確に把握しうる市町村の役割が重要であり、また、改正法においても市町村による計画策定が努力義務とされたことから、数値目標を設定します。

## 【子どもの貧困に関する数値目標】

	指 標	目標値 (令和5年度)	現状値 (平成30年度)
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	94.0%	92.1%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.0%	5.2%
3	公立小・中学校でスクールソーシャルワーカーが子どもの貧困対策に関する研修を実施した割合	100%	—
4	市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率	100% (26市町村)	38.5% (10市町)



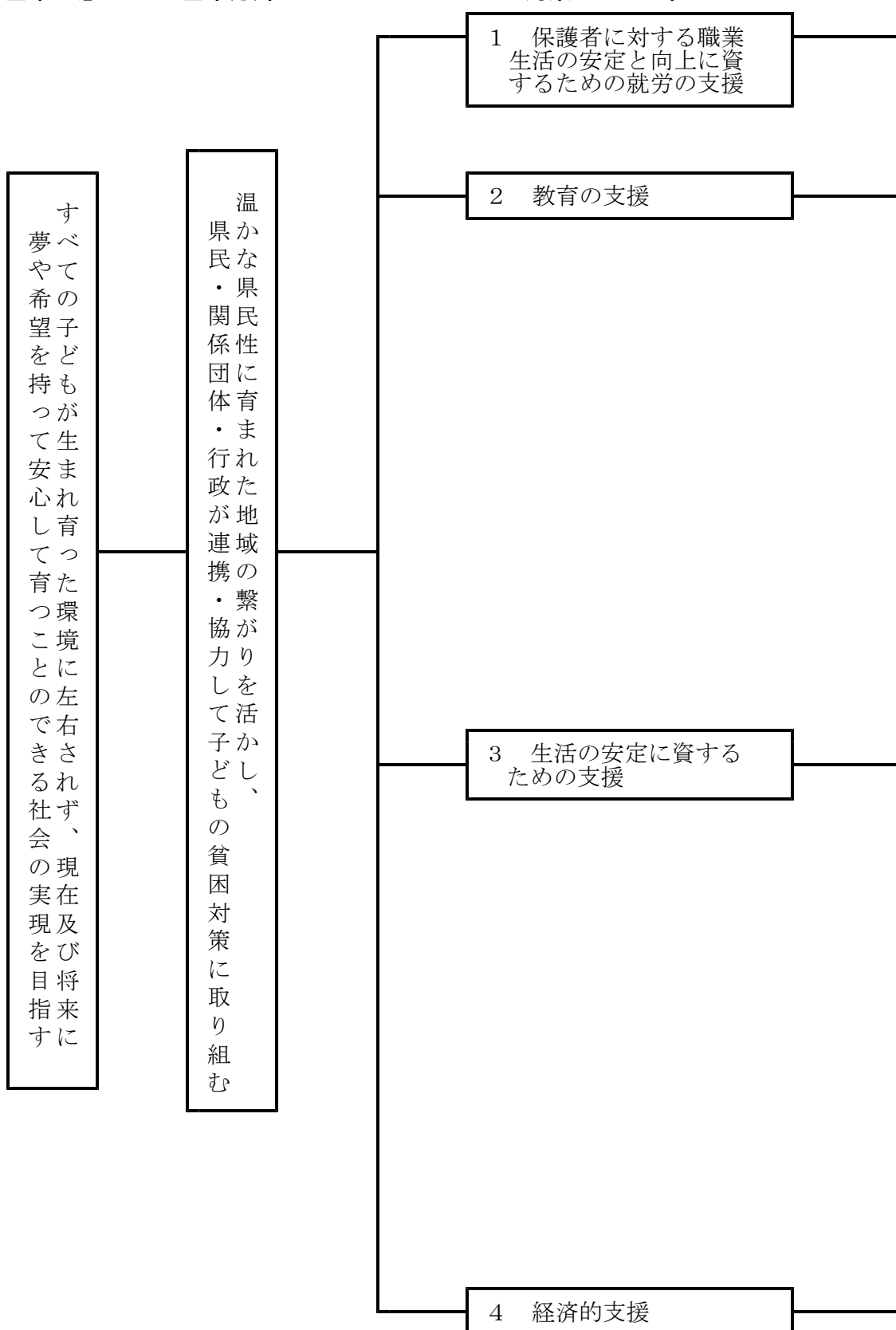
## 第4章 指標の改善に向けた取組

### 施策の体系図

<基本理念>

<基本方針>

<対策の4つの柱>



＜施策＞

- └─ (1) 保護者に対する生活支援
- └─ (2) 保護者に対する就労支援

- └─ (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な対策の展開
- └─ (2) 幼児教育・保育の質の向上
- └─ (3) 就学支援の充実
- └─ (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
- └─ (5) 生活困窮世帯等への学習支援
- └─ (6) その他の教育支援

- └─ (1) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- └─ (2) 子どもに対する生活支援
- └─ (3) 子どもに対する就労支援
- └─ (4) 支援体制の充実強化
- └─ (5) その他の生活支援

- └─ (1) 生活を下支えする手当等

＜具体的な取組＞

- └─ ① 自立支援
- └─ ② 保育等の確保
- └─ ③ 心身の健康確保

- └─ ① 就労支援
- └─ ② 学び直しの支援

- └─ ① 学校教育による学力保障
- └─ ② 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携
- └─ ③ 地域による学習支援
- └─ ④ 高等学校等における就学継続のための支援

- └─ ① 質の高い幼児教育及び保育の一体的な提供
- └─ ② 幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進

- └─ ① 小学校就学前段階の就学支援の充実
- └─ ② 義務教育段階の就学支援の充実
- └─ ③ 「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減
- └─ ④ 特別支援教育に関する支援の充実

- └─ ① 高等教育の修学支援新制度などによる経済的支援
- └─ ② 県立大学生・専門学校生等に対する経済的支援

- └─ ① 子どもの学習・生活支援

- └─ ① 子どもの食事・栄養状態の確保
- └─ ② 多様な体験活動の機会の提供
- └─ ③ 支援制度の周知

- └─ ① 関係団体が連携したネットワークの構築

- └─ ② 支援を行う人材の育成・確保

- └─ ① 児童養護施設等の退所児童等の支援
- └─ ② 子ども宅食などのフードバンクに関する支援
- └─ ③ 子ども食堂などの居場所づくりに関する支援
- └─ ④ 子どもの健康づくりに関する支援

- └─ ① 児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

- └─ ② 就労困難な子どもや高校中退者等への就労支援
- └─ ③ 定時制高校に進学する子どもの就労支援

- └─ ① 児童福祉施設の体制強化、里親の新規開拓の推進
- └─ ② 児童相談所の相談機能強化
- └─ ③ 相談職員の資質向上

- └─ ① 母子保健や児童福祉における切れ目のない支援等
- └─ ② 住宅支援

- └─ ① 児童扶養手当等の各種手当の支給
- └─ ② 母子父子寡婦福祉資金等の貸付
- └─ ③ ひとり親家庭の医療費の助成
- └─ ④ 生活保護制度における経済的支援
- └─ ⑤ 養育費の確保

## 1 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

### 取組の方向性

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるとともに、親が働く姿を子どもが見て育つことで、子どもに労働に対する意識を醸成し、貧困の連鎖を防止するために、生活保護受給者に対する就労支援や生活困窮者の自立に向けた包括的な支援、ひとり親家庭の親の就業相談などの支援、離職者等に対する職業訓練に取り組みます。

また、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保に取り組みます。

### 本県の取組

#### (1) 保護者に対する生活支援

##### ① 自立支援

- 生活保護受給者に対し、福祉事務所のケースワーカーが自立に向けた課題を整理し、他の法律又は制度による保障、援助の活用など適切な助言や指導を行い、自立に向けた支援を行います。(福祉保健部)
- 生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者世帯において、保護者の自立に向けた相談や家計管理の支援など、それぞれの課題に応じたきめ細やかな支援を関係機関と連携して包括的に行います。(福祉保健部)
- 生活費や子どもの進学・教育、就労等様々な悩みを有するひとり親家庭が、気軽に相談を行うことができるよう、母子・父子自立支援員を福祉事務所等に配置するとともに、母子・父子福祉団体等との連携により、各種相談や情報提供に積極的に取り組みます。(福祉保健部)

##### ② 保育等の確保

- 国の「子育て安心プラン」を活用した幼児教育・保育施設の整備について、国庫補助制度等の情報提供に努めるなど、市町村における幼児教育・保育サービスの確保を促進します。(福祉保健部)
- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所として「放課後児童クラブ」を整備するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援します。(福祉保健部)
- 一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となったひとり親家庭へ家庭生活支援員を派遣して児童の世話等を行うとともに、育児や子どもの世話などに悩みをもつひとり親家庭を対象にした生活支援講習会等を実施することにより、ひとり親家庭の生活を支援します。(福祉保健部)

- 放課後等の子どもの安全安心な活動場所として市町村が開設する「放課後子供教室」を支援するとともに、学校や公民館等を活用し、地域住民の協力を得ながら、様々な交流活動や体験活動を支援します。(教育委員会)
- 国の「新・放課後こども総合推進プラン」に基づき、市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、両者を一体的に又は連携して実施できるような放課後対策の総合的なあり方について検討します。(福祉保健部、教育委員会)

### ③ 心身の健康確保

- 生活保護受給者の健康の保持及び増進のため、福祉事務所等において受給者の健康確保に関する助言を行い、必要に応じて健康診断結果に基づく保健指導を行うなど、健康面・生活面に着目した支援を行います。(福祉保健部)
- 市町村による生後4か月までの乳児がいる家庭の全戸訪問や、養育支援が特に必要な家庭に対する専門的指導等の取組を推進し、子育てに関する不安や生活上の問題などの悩みを抱える家庭の相談支援体制の充実を図ります。(福祉保健部)
- ひとり親家庭が定期的集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支えあう場の提供を行います。(福祉保健部)
- 妊娠や子育てに悩みを抱える妊婦や家庭に対する相談体制の拡充に努めるとともに、出産後の養育が困難な妊婦等に対しては、里親及び養子縁組の制度の周知等の支援を行います。(福祉保健部)

## (2) 保護者に対する就労支援

### ① 就労支援

- 就労が可能な生活保護受給者に対し、福祉事務所のケースワーカーや就労支援員がハローワークへの同行訪問を行ったり、履歴書の書き方等をサポートするなどの支援を行います。(福祉保健部)
- 積極的な就労活動を行う生活保護受給者に対し、就労活動促進費を支給するとともに、安定した職業に就いて保護を脱却した場合は就労自立給付金を支給することにより、生活保護受給者の就労を支援します。(福祉保健部)
- 生活が厳しい状況にあるひとり親家庭が、より良い就業により安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供、高等職業訓練促進給付金等の活用による職業能力開発のための教育訓練等の受講促進に取り組み、就業に結びつく可能性の高い資格や技能の習得の支援に努めます。(福祉保健部)
- ひとり親家庭の親を対象に、母子家庭等就業・自立支援センター等において個々に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携しながらきめ細やかで継続的な自立支援を実施します。(福祉保健部)

- 離職者や転職者等が就職に必要な技能や知識を習得できるよう民間の教育訓練機関に委託して職業訓練を実施します。特に、ひとり親家庭の母等や生活保護受給者の方のうち就業経験の少ない方については、ビジネス・マナーや就職への意識づけのための講習を付加した職業訓練を実施します。(商工観光労働部)
- ひとり親家庭のうち、雇用保険を受給できず、職業訓練期間中の生活支援が必要な方に対し、訓練手当を支給します。(商工観光労働部)

## ② 学び直しの支援

- 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験に合格できるよう、民間事業者などが実施する講座の受講費用を補助することにより、ひとり親家庭の親の学び直しの支援を行います。(福祉保健部)



## 2 教育の支援

### 取組の方向性

貧困の世代間の連鎖を解消するため、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域全体で家庭教育を支える支援体制の整備、地域による学習支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、教育の機会均等を保障するため、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

### 本県の取組

#### (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

##### ① 学校教育による学力保障

- 全ての児童生徒に対して、たくましく生き抜く力の素地を培うため、教育格差解消など学校が抱える課題に対応するために国が職員の定数を超えて特に配置している加配の教職員を活用し、学習課題や習熟の程度に応じた学習指導の工夫・改善を図ります。(教育委員会)
- 地域間による教育格差をなくすために、学力調査の結果等をもとに地域や学校の課題解決の方策を明確にした取組を実施し、児童生徒の学力の保障に努めます。(教育委員会)

##### ② 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携

- 学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な課題の解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。(教育委員会)
- 学校から市町村要保護児童対策地域協議会に報告のあった養育に支援が必要な児童等について、児童相談所や市町村福祉部門、関係機関等が適切に役割分担し、連携して児童及び家庭の支援に取り組みます。(福祉保健部)
- 地域において活動する社会教育関係団体や企業・NPO法人・市民団体等との連携により、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座を実施するなど、家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。(教育委員会)  
※ 「みやざき家庭教育サポートプログラム」とは、参加体験型で参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもたちとのかかわり方等について学ぶことのできる学習プログラムのこと。

##### ③ 地域による学習支援

- 地域全体で子どもの一日を通じた教育活動を支えるため、地域住民等のボランティアによる学習支援活動を推進するとともに、放課後や土日等の休日において、小学校の余裕教室等を活用した居場所づくりなどの体制づくりに努めます。(福祉保健部、教育委員会)

- 学校評議員からの提言や意見を学校運営に反映する学校評議員制度の充実を図るとともに、実態に応じて、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールへの移行についても検討し、地域や社会に開かれた学校づくりを推進します。(教育委員会)

#### ④ 高等学校等における就学継続のための支援

- 高等学校等における中途退学の防止のため、中学校と高等学校等の連携を推進し、入学した生徒の学習環境等を的確に把握し、高校生として必要な資質・能力を着実に身に付けさせる支援を行うとともに、それを生かして一人ひとりに応じた進路指導を推進します。(総合政策部、教育委員会)
- 各学校における相談体制を充実させるとともに、生徒一人ひとりの生活環境を把握し、環境によって学習や学力の差が生じることのないよう、個別の学習支援や基礎学力の定着に取り組みます。(教育委員会)
- 高等学校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。(総合政策部、教育委員会)
- 小・中・高等学校及び特別支援学校において、「宮崎キャリア教育実践資料集」の活用など、キャリア教育の視点で校種間をつなぐ取組を推進し、学びの系統性を高めます。各学校で取り組むキャリア教育では、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力の育成に取り組みます。(教育委員会)

## (2) 幼児教育・保育の質の向上

### ① 質の高い幼児教育及び保育の一体的な提供

- 保育士の資質向上などの質の改善に積極的に取り組む幼児教育・保育施設に対し、各種加算制度を運用することにより、幼児教育・保育の質の向上に努めます。(福祉保健部)
- 子育て世帯の経済的負担の軽減や、幼児期の教育の重要性の観点から質の高い幼児教育・保育の機会を確保するため、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施します。(福祉保健部)

### ② 幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進

- 幼児教育・保育に携わる教職員に対する研修内容の充実を図り、資質と専門性の向上に努めるとともに、幼児教育・保育施設と小学校との連携及び幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を推進します。(福祉保健部)
- 認定こども園の普及に伴う保育教諭の確保のため、特例制度を活用し、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有を促進するとともに、保育士養成施設の修学資金等の貸付や、現在就労していない保育士の職場復帰に対する支援等を通じて必要な人材の確保に努めます。(福祉保健部)

### (3) 就学支援の充実

#### ① 小学校就学前段階の就学支援の充実

- 生活保護世帯等の子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する際に、施設に対して保護者が支払うべき給食費、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の一部を補助することにより、すべての子どもの健やかな成長を支援します。(福祉保健部)

#### ② 義務教育段階の就学支援の充実

- 市町村が実施する就学援助事業のより一層の充実を図るため、全国や県内の就学援助の取組、国の要保護児童生徒援助補助金の活用状況などの情報提供に努めます。(教育委員会)

#### ③ 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減

- 向学心に富み、優れた素質を有しながら、経済的理由により高等学校、高等専門学校等の修学が困難な者に対して奨学金を貸与するとともに、経済的支援の必要な高校生等に対して授業料以外の教材費等に充てるための給付金を支給することにより、教育にかかる経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に努めます。(総合政策部、教育委員会)
- 全ての児童・生徒が、安心して教育を受けられるよう、各種手当や就学支援金を支給することにより高等学校等における保護者等の経済的負担の軽減を図ります。(総合政策部、福祉保健部、教育委員会)

#### ④ 特別支援教育に関する支援の充実

- 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障がいのある児童生徒等への支援の充実を図ります。(教育委員会)
- 乳幼児からの早期支援体制づくり、関係機関が相互の連携を強化するための「相談支援ファイル」や個別の教育支援計画等の活用により、家庭環境等に左右されず一貫した指導・支援を実現する相談・支援体制の整備・充実を図ります。(教育委員会)

### (4) 大学等進学に対する教育機会の提供

#### ① 高等教育の修学支援新制度などによる経済的支援

- 意欲と能力のある学生等が経済的状况にかかわらず大学等への進学の手を届けるよう奨学金制度や各種資金の貸付による経済的支援を行います。(総合政策部、福祉保健部、教育委員会)

## ② 県立大学生・専門学校生等に対する経済的支援

- 意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き県立大学生や専門学校生等へ授業料減免などの支援を行います。(総合政策部、福祉保健部、農政水産部)

## (5) 生活困窮世帯等への学習支援

### ① 子どもの学習・生活支援

- 生活保護世帯の子どもに対し、福祉事務所等のケースワーカーの訪問調査等により子どもの就学状況を適切に把握し、スクールソーシャルワーカーや学校等の関係団体と連携して適切な指導援助を行います。(福祉保健部、教育委員会)
- 生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもに対し、居場所づくりを含む生活支援や学習支援について、市町村の社会福祉協議会や民間団体等と連携した取組を行います。(福祉保健部)
- 放課後等の子どもの安全安心な活動場所として市町村が開設する「放課後子供教室」を支援するとともに、学校や公民館等を活用し、地域住民の協力を得ながら、様々な交流活動や体験活動を支援します。(教育委員会)【再掲】
- 国の「新・放課後こども総合推進プラン」に基づき、市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、両者を一体的に又は連携して実施できるような放課後対策の総合的なあり方について検討します。(福祉保健部、教育委員会)【再掲】

## (6) その他の教育支援

### ① 子どもの食事・栄養状態の確保

- 学校給食の更なる充実をめるとともに、児童生徒の健やかな成長や健康増進の基盤となる望ましい食習慣の定着を図るため、学校や地域における食に関する指導を推進します。(教育委員会)

### ② 多様な体験活動の機会の提供

- 青少年自然の家の機能充実を図り、地域や学校、青少年育成団体等と連携・協力しながら、多様な青少年活動の機会の拡充に努めます。(福祉保健部)

### ③ 支援制度の周知

- 「桜さく成長応援ガイド」などにより、経済的に進学を夢をあきらめることのないよう、支援制度の周知を図ります。(福祉保健部)

### 3 生活の安定に資するための支援

#### 取組の方向性

子どもの貧困の要因は様々で、そこから生じている課題も多岐にわたり、それらが複雑に絡み合っている場合も多いことから、福祉事務所をはじめとする福祉関係機関のほか、教育、民間団体等も含めた地域における多様な関係機関が連携・協力して、生活面の課題の解決に向けた支援を行います。

また、貧困の状況にある子どもが地域において孤立することを防ぐために、対人関係の築き方や社会参加の機会に配慮して、子どもの生活面の支援を行います。

#### 本県の取組

##### (1) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

###### ① 関係団体が連携したネットワークの構築

- 福祉、教育、民間団体等が連携を図り、地域の実情に応じた子どもの貧困対策の積極的な情報共有や相談・支援の充実を図るために、地域におけるネットワークの構築を図ります。(福祉保健部)

###### ② 支援を行う人材の育成・確保

- それぞれの地域における課題に対応するため、子どもの貧困対策支援に携わる人材の育成や民間団体等への支援を行います。(福祉保健部)
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもやひきこもりで悩んでいる本人及びその家族等を支援するため、「子ども・若者総合相談センター」や「ひきこもり地域支援センター」等において相談支援を行い、必要に応じて、適切な支援機関と連携を図ります。(福祉保健部)

##### (2) 子どもに対する生活支援

###### ① 児童養護施設等の退所児童等の支援

- 社会的養護により育った子どもが、自立した社会人として生活ができるよう、施設等の退所までに自立生活能力を高めることができるよう指導するとともに、退所後の自立支援体制の充実に努めます。(福祉保健部)

###### ② 子ども宅食などのフードバンクに関する支援

- 県内で活動する民間団体等のフードバンクの取組を支援します。(福祉保健部、環境森林部)
- 地域において支援が必要な世帯に対するアウトリーチ型のフードバンクの取組を支援します。(福祉保健部)

### ③ 子ども食堂などの居場所づくりに関する支援

- 「子ども食堂」など、子どもや高齢者など、住民が世代を超えて交流できる場を確保し、地域全体で子どもを見守り支える取組を支援します。(福祉保健部)
- 国の「子育て安心プラン」を活用した幼児教育・保育施設の整備について、国庫補助制度等の情報提供に努めるなど、市町村における幼児教育・保育サービスの確保を促進します。(福祉保健部)【再掲】
- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所として「放課後児童クラブ」を整備するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援します。(福祉保健部)【再掲】
- 放課後等の子どもの安全安心な活動場所として市町村が開設する「放課後子供教室」を支援するとともに、学校や公民館等を活用し、地域住民の協力を得ながら、様々な交流活動や体験活動を支援します。(教育委員会)【再掲】
- 国の「新・放課後こども総合推進プラン」に基づき、市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、両者を一体的に又は連携して実施できるような放課後対策の総合的なあり方について検討します。(福祉保健部、教育委員会)【再掲】

### ④ 子どもの健康づくりに関する支援

- 子どもが生涯にわたる健康を維持するために、保育所や学校等の給食施設に対する給食・栄養管理指導業務の強化を図るとともに、将来にわたっての健やかな心身づくりに向けた適切な生活習慣を身につけられるよう、保育所や学校等、関係団体、地域が一体となって健康づくりに関する取組を推進します。(福祉保健部)
- すべての子どもたちに歯と口の健康づくりを推進するために、保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校等の児童生徒に対するフッ化物を応用したむし歯予防対策を推進します。(福祉保健部)

## (3) 子どもに対する就労支援

### ① 児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

- 社会的養護により育った子どもが、自立した社会人として生活ができるよう、施設等の退所までに自立生活能力を高めることができるよう指導するとともに、退所後の自立支援体制の充実に努めます。(福祉保健部)【再掲】
- 就労を希望する生活保護世帯の子どもに対し、福祉事務所のケースワーカーが学校や関係機関と連携し、就労に向けて適切な助言・指導を行います。(福祉保健部)

## ② 就労困難な子どもや高校中退者等への就労支援

- 若者等の就職を支援するため、「ヤングJOBサポートみやざき」において、キャリアカウンセリングやキャリアアップ支援、就職活動支援セミナー等を実施します。(商工観光労働部)
- 長期間職業に就けず悩んでいる若者等の就職を支援するため、「地域若者サポートステーション」において、臨床心理士等による心理カウンセリングやジョブトレーニング等のキャリア開発プログラム等を実施します。(商工観光労働部)
- 高校中退者や離転職者等に対し、県立産業技術専門校高鍋校において、木造建築等に関する基礎的技能を習得するための職業訓練を実施します。(商工観光労働部)

## ③ 定時制高校に通学する子どもの就労支援

- 自立した社会生活が送れるよう、生徒や教職員が、企業について理解する取組や生徒と企業のマッチングを推進するなど、就職指導の充実に取り組みます。(教育委員会)

## (4) 支援体制の充実強化

### ① 児童福祉施設の体制強化、里親の新規開拓の推進

- 虐待を受けた子どもの精神的回復や安定した人格形成を促していくため、各施設への専門的な職員の配置を推進し、専門的ケア体制の充実を図るとともに、研修や支援体制の強化に取り組むことにより社会的養護の担い手となる人材の育成を推進します。(福祉保健部)
- 社会的養護が必要な児童について、より家庭的な環境の下で愛着形成を図ることができる里親等への委託を推進するため、講演会や市町村単位での里親制度説明会の開催等により里親の新規開拓を推進します。(福祉保健部)

### ② 児童相談所の相談機能強化

- 児童相談所の体制の強化を図るため、専門職員の適切な配置に努めるとともに、対応が難しく高い専門性が求められる事例への対応や、保護者への指導及び支援等が適切に行われるよう、職員の研修の充実を図ります。(福祉保健部)

### ③ 相談職員の資質向上

- ひとり親家庭の相談支援を行う母子・父子自立支援員や生活保護世帯の支援を行うケースワーカー、就労支援員の資質の向上を図るため、それらの職員の研修に積極的に取り組みます。(福祉保健部)
- 地域の見守りや相談支援を行う民生委員・児童委員の確保及び資質の向上を図るため、幅広い分野から人材が得られるよう努めるとともに、民生委員・児童委員を対象とした各種研修に積極的に取り組みます。(福祉保健部)

## (5) その他の生活支援

### ① 母子保健や児童福祉における切れ目のない支援等

- 思春期から更年期に至るまでの生涯を通じた女性の健康上の問題や精神的な悩みを解決するため、専門相談や健康教育の充実を図ります。  
また、市町村における妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制整備を推進します。(福祉保健部)

### ② 住宅支援

- 公営住宅において、子育て世帯向けの期限付き入居、倍率優遇による優先入居等を活用して、母子世帯や父子世帯等を含む子育て世帯の公営住宅への入居機会の拡大を図ります。(県土整備部)
  
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じて、ひとり親家庭の住宅支援を行います。(福祉保健部)



## 4 経済的支援

### 取組の方向性

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。

### 本県の取組

#### (1) 生活を下支えする手当等

##### ① 児童扶養手当等の各種手当の支給

- ひとり親世帯の生活の安定と自立を促進するために、父母の離婚、父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童（ひとり親世帯の子ども）について、所得に応じた児童扶養手当を支給します。（福祉保健部）
- 0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）前の児童を養育している方に児童の年齢等に応じて市町村が支給する児童手当に要する費用の一部を県が負担します。（福祉保健部）
- 生活保護世帯等の子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する際に、施設に対して保護者が支払うべき給食費、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の一部を補助することにより、すべての子どもの健やかな成長を支援します。（福祉保健部）【再掲】

##### ② 母子父子寡婦福祉資金等の貸付

- ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、各種貸付金制度等の広報を行い、利用を促進します。（福祉保健部）
- 必要な資金を他から借り受けることが困難な低所得者世帯の生活を経済的に支えるため、世帯の状況と必要に応じて、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等に就学するための費用等の貸付けを行います。（福祉保健部）

##### ③ ひとり親家庭の医療費の助成

- ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費の一部を助成します。（福祉保健部）

##### ④ 生活保護制度における経済的支援

- 生活保護における教育扶助の学校長への直接払いの仕組みを活用し、生活保護の目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。（福祉保健部）

- 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際は、入学料、入学考査料等を支給するとともに、高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合は、収入として認定しない取扱いを適切に運用します。(福祉保健部)
- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学に当たり、必要となる費用に充てるための進学準備給付金を支給します。(福祉保健部)

**⑤ 養育費の確保**

- 福祉事務所等に配置した母子・父子自立支援員が、弁護士等の関係専門機関に紹介するなどして、養育費の支払いが適切に行われるよう相談支援を行います。(福祉保健部)

## 第5章 実態を踏まえた計画の推進について

### 1 計画の推進体制と関係者の役割

#### (1) 計画の推進体制

第2期計画の策定に当たり、子どもの貧困対策を効果的に実施するためには、県や市町村、県民、関係団体等のさらなる一体的な取組が重要です。

計画の推進にあたっては、これまで進めてきた県内のネットワークの連携強化をはじめ、それぞれの地域の実情に応じた取組を進めます。

#### (2) 関係者の役割

##### ① 県の役割

県は、子どもの貧困対策が総合的・効果的に実施されるよう、県全体の総合調整を図りながら、関係者と協働して取組を実施します。

また、子どもの貧困対策は福祉や教育、労働など幅広い分野において、効果的に実施する必要があることから、全庁的な連携に努め、各種施策を推進します。

##### ② 市町村の役割

子どもの貧困対策を推進するためには、支援を必要とする子どものニーズを最も確に把握できる市町村の役割が重要です。

改正法では市町村による計画策定が努力義務とされたことから、市町村では、それぞれの地域における実態の把握や課題を検討し、各種施策に取り組むことが求められます。

##### ③ 県民、民間団体の役割

県民や民間団体では、県や市町村等が実施する各種施策と連携するとともに、地域の子どもの家庭の状況の変化に気づいた場合は、市町村や児童相談所、福祉事務所、学校、民生委員等へ「つなぎ」が求められます。

また、社会福祉法人などの団体は、市町村や県、その他の民間団体等と連携して対策に取り組むことが求められます。

### 2 各種支援制度の周知の徹底

アンケート調査や市町村計画の調査、関係機関との意見交換などにおいて「支援の情報が必要とする方に届いていない状況がある」との意見があることから、制度の内容や窓口、手続きの方法を確実に伝えることが重要です。

今後とも、必要とする方が適切に支援を受けることができるよう、「桜さく成長応援ガイド」や県ホームページ等により各種支援制度の情報提供に努め、制度の周知の徹底を図ります。

### 3 計画の進捗管理

計画策定後の施策の検討を行うため、毎年「宮崎県子どもの貧困対策協議会」において計画の進捗状況について点検・評価を行っています。

また、国の大綱は、社会経済情勢の変化、子どもの貧困に関する状況の変化などを踏まえ、おおむね5年ごとを目処に見直しを検討されます。

本県の計画についても、状況を的確に踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。



## 第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画 (附属資料)

- 1 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- 2 子供の貧困対策に関する大綱
- 3 宮崎県子どもの貧困対策協議会設置要綱

# 1 子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成二十五年法律第六十四号

子どもの貧困対策の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本的施策（第八条—第十四条）

第三章 子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。



6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 2 子供の貧困対策に関する大綱

～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～

### 第1 はじめに

#### （「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「法律」という。）が成立した。これを受け、子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月閣議決定。以下「前大綱」という。）において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、政府では様々な取組を進めてきた。

さらに、令和元年6月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が成立した。同法による改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。

#### （新たな大綱案作成の経緯）

政府は、平成30年11月、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、令和元年度内を目途に、新たな子供の貧困対策に関する大綱の案の作成を行うとともに、新たな大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取することを決定した。これを踏まえ、有識者会議において、計6回にわたり、貧困の状況にある子供及びその保護者を含め幅広く関係者から意見聴取を行い、様々な議論がなされた結果、令和元年8月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言された。

提言においては、前大綱に基づき各種の支援が進捗したこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたことや子供の貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された。

他方で、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しいこと、各地域で子供の貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大してきたこと等について指摘がなされた。

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

### (新たな大綱の策定の目的)

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「本大綱」という。)を策定する。

## 第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

### 1 分野横断的な基本方針

#### (1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。

子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定(第1条)を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である。

少子高齢化が進行する我が国においては、国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにすることが、活力ある日本社会の創造に直結するものとして、子供のことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく。

#### (2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、子供の心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要がある。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要である。さらに、子供が高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子供の社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要である。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図る。

**(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。**

貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用しづらい等の状況も見られる。

こうした子供たちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めていく。

また、支援に当たっては、親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話を追われる子供がいる、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する。

**(4) 地方公共団体による取組の充実を図る。**

子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があるが、中でも個別の子供に関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要である。

生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていけるよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取組の広域展開が進むように支援していく。

## **2 分野ごとの基本方針**

**(1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。**

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、苦しい状況にある子供たちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。

また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

**(2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。**

子供の心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要である。しかしながら、貧困の状況にある家庭や子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子供及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施する。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

**(3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。**

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていく。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自らの暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援する。

保護者の就労支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努める。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

**(4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。**

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要である。ただし、子供に支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子供の育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子供との関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていく。

また、家庭の経済的困窮については、そもそも把握が難しいこともあることから、地方公共団体が、内部で保有する様々な情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握していくことを促していく必要がある。

**(5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。**

子供の貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子供の貧困に対する理解を深めることが欠かせない。

前大綱策定以来、子供の貧困に対する国民の認知は広がってきたが、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在している。このため、まずは、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子供の貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることをより一層明確に位置付けていく。

さらに、国全体で子供を応援するという機運を高め、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子供たちを支援する環境を社会全体で構築するため、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める。

#### **(6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。**

改正後の法律では、施行後5年を目途として、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2項）。

このことを踏まえ、本大綱では、今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

### **第3 子供の貧困に関する指標**

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別添のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

なお、子供の貧困に関する状況をより適切に把握できるようにするため、公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進める。

### **第4 指標の改善に向けた重点施策**

別添に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

#### **1 教育の支援**

##### **(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上**

###### **(幼児教育・保育の無償化)**

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子供の健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施する。

### (幼児教育・保育の質の向上)

子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進する。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組む。

また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図る。

さらに幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

### (2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

#### (スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図る。特に、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指す。

さらに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。(再掲)

#### (学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、子供が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図る。

加えて、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促す。

### (3) 高等学校等における修学継続のための支援

#### (高校中退の予防のための取組)

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要である。このため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図る。また、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図る。

在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する者もいるが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知徹底を図る。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

#### (高校中退後の支援)

高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組を支援・推進する。

学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

### (4) 大学等進学に対する教育機会の提供

#### (高等教育の修学支援)

高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。

さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。



## **(5) 特に配慮を要する子供への支援**

### **(児童養護施設等の子供への学習・進学支援)**

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、施設内に居住している大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子供の年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子供の状況に配慮した支援を行う。

また、児童養護施設等で暮らす子供の大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないように、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行う。

### **(特別支援教育に関する支援の充実)**

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

### **(外国人児童生徒等への支援)**

外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実、中学校・高等学校におけるキャリア教育等の包括的な支援を進める。

## **(6) 教育費負担の軽減**

### **(義務教育段階の就学支援の充実)**

義務教育段階においては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。

平成 29 年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。

### **(高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減)**

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。また、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」等について、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

さらに、高等学校等における家計急変世帯への授業料減免支援についても引き続き取り組む。

### **(生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減)**

都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯の子供が高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行う。

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付する。また、生活保護世帯の子供が、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子供の分の住宅扶助額を減額しないこととする。

大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を実施する。

### **(ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減)**

ひとり親家庭の子供が、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施する。

また、ひとり親家庭の子供が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施する。

## **(7) 地域における学習支援等**

### **(地域学校協働活動における学習支援等)**

地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図る。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働本部の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す。

加えて、スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進する。

### **(生活困窮世帯等への学習支援)**

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供の学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所

づくりを推進する。

## (8) その他の教育支援

### (学生支援ネットワークの構築)

悩みを抱える学生を支援するネットワークの構築のため、学生相談室等を中心とした保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等の連携、カウンセラー等の専門家の活用、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

### (夜間中学の設置促進・充実)

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

### (学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。  
学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

### (多様な体験活動の機会の提供)

民間の企業が実施する優れた体験活動の取組等に対する表彰事業を実施することにより、民間の企業の青少年に対する体験活動事業への積極的な参画を促す。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

さらに、地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進する。

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

## 2 生活の安定に資するための支援

### (1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

#### (妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・

乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行う。また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行う。なお、妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターについては、その設置を促進し、令和2年度末までに全国展開を目指す。

### **(特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)**

妊娠期からの支援を行い、安定的な生活が営めるよう、予期せぬ妊娠等により、不安を抱える若年妊婦、特定妊婦等を支援するため、女性健康支援センターにおける産科同行支援を実施するほか、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等との連携によるアウトリーチや、SNSを活用した相談支援等を実施する。また、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行う。あわせて、妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行う。さらに、婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を行うなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行い、自らの子供を養育することを希望する未婚の妊産婦等に対しては母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行う。また、支援を必要とするひとり親家庭等については、民間団体の活用等による見守り支援等を推進する。

## **(2) 保護者の生活支援**

### **(保護者の自立支援)**

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施する。加えて、生活困窮者及び生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施する。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進する。

ひとり親家庭については、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供等による生活支援を推進する。

### **(保育等の確保)**

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「子育て安心プラン」に基づき、令和2年度末までに待機児童解消を図り女性

就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保する。また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き市町村等に対する必要な財政支援を講じていく。

都道府県等で実施する保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図る。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

### **(保護者の育児負担の軽減)**

子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図る。

また、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。

## **(3) 子供の生活支援**

### **(生活困窮世帯等の子供への生活支援)**

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行う。(再掲)

また、育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子供に対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

### **(社会的養育が必要な子供への生活支援)**

生活基盤が不十分なため、親が自分で子供を育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援する。このため、平成28年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進める。

また、家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子供に対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子供等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援する。

### **(食育の推進に関する支援)**

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果た

す時期でもある。

このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子 21 (第2次)」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。

保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。児童養護施設等で暮らす子供においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。

ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。

#### (4) 子供の就労支援

##### (生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供を対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行う。

##### (高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。(再掲)

##### (児童福祉施設入所児童等への就労支援)

児童養護施設等で暮らす子供を対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるよう職業指導を行うとともに、必要となる資格取得の支援等を行う。また、就職に際し必要な被服類等の購入費等の支援を行う。

##### (子供の社会的自立の確立のための支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行うなど、若者の職業的自立や就労に向けた支援等を行う。

また、労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止する

とともに、職業についての意識を高めることにより、子供の就労による自立を支援するため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する教育を行う。

#### **(5) 住宅に関する支援**

母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の地方公共団体への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。また、シェルター退所者や地域社会において孤立し住宅を失うおそれのある者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業において、入居に当たっての支援や、住宅における一定期間の訪問による見守りや生活支援を行う。

ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施する。

#### **(6) 児童養護施設退所者等に関する支援**

##### **(家庭への復帰支援)**

施設入所等の措置解除後の子供が家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、保護者に子供への接し方等の助言やカウンセリングを実施する。

さらに、措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子供の安全確認、保護者への相談・支援等を実施する。

##### **(退所等後の相談支援)**

児童養護施設等に入所していた子供等に対しては、必要に応じて 18 歳到達後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子供等の実態把握を行い、その結果を踏まえ、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。また、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子供の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

#### **(7) 支援体制の強化**

##### **(児童家庭支援センターの相談機能の強化)**

児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置等を考慮した機能強化を図る。

##### **(社会的養護の体制整備)**

社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を図る。あわせて、新たに里親となる人材を確保するため、広報啓発の充実

を図るとともに、里親の委託前養育期間における経済的負担の軽減について検討する。

#### **（市町村等の体制強化）**

市区町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充や要保護児童対策地域協議会の充実・強化を行うとともに、児童福祉司の増員や専門性の強化、処遇改善等、児童相談所の体制強化を推進する。

#### **（ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進）**

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を整備する。また、ひとり親等の事務手続きにかかる負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続において、地方公共団体における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努める。

#### **（生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進）**

生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。また、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの支援相談の窓口が連携した好事例を周知する。

#### **（相談職員の資質向上）**

生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施する。

また、生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

あわせて、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図る。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

### **3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援**

#### **（1）職業生活の安定と向上のための支援**

##### **（所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現）**

働いている母子世帯の母の約半数はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、職業生活の安定と向上のための支援が重要である。

中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むとともに、最低賃金については、近年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたこと



を踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を着実に推進すべく、働き方改革関連法の円滑な施行を進める。

育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子供を育てられる労働環境の整備を引き続き図る。

## **(2) ひとり親に対する就労支援**

### **(ひとり親家庭の親への就労支援)**

マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。

また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進する。

さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。

その上、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めることで、引き続き就労機会の確保を図っていく。

### **(ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立)**

ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。(再掲)

### **(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)**

ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を継続して実施する。

また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給することで、親の学び直しを図っていく。

### **(企業表彰)**

子育てと就業の両立が難しい等の理由で就業が困難なひとり親家庭の親を多数雇用している企業等を表彰することで、ひとり親家庭の親が働きやすい環境を整備するとともに、就業促進に向けた社会的機運を高める。

### (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

#### (就労機会の確保)

低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を推進する。また、求職者支援訓練により、これまで専業主婦であった人等も含め、就職に必要な技能及び知識を習得できるよう、訓練機会の提供を行う。

加えて、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。

#### (親の学び直しの支援)

キャリアプランの再設計、リカレント教育、その成果を生かしたキャリアアップや雇用機会の確保といった一連のプロセスを総合的に支援する一環として、キャリアコンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及に取り組む。

#### (非正規雇用から正規雇用への転換)

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。

## 4 経済的支援

#### (児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)

児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施する。

また、児童扶養手当については、平成 28 年児童扶養手当法改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成 30 年児童扶養手当法施行令改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえた手当の支給について、着実に実施する。さらに、令和元年 11 月からの支払回数年 3 回から年 6 回への見直しについて、事務の円滑な履行に努める。

#### (養育費の確保の推進)

債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、民事執行法の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設することとしたため、関係機関等にこれらの制度を周知する。

このほか、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行うなど、適切な施行を図っていく。

また、養育費の取決めを促すため、地方公共団体における弁護士等による相談等の実施や、養育費相談支援センターにおいて、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成等、養

育費に関する相談支援を行う。

さらに、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市区町村の窓口において離婚届の用紙と同時に交付する。

#### **(教育費負担の軽減)**

全ての意思ある子供が安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図る（再掲）

### **第5 子供の貧困に関する調査研究等**

改正後の法律を踏まえ、以下の方針で子供の貧困に関する指標に関する研究その他の子供の貧困に関する調査及び研究等を実施する。

#### **1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究**

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態の把握を継続的に実施する。また、地方公共団体も含めた施策の実施状況や地域における支援活動の状況、国内外の調査研究等に関する情報収集を引き続き実施する。

#### **2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究**

子供の貧困に関する指標については別添に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後更に適切に推進していくため、既存の公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進めていく。

新たな調査を実施する場合には、単なる実態の記述だけではなく、世帯の経済状況が子供にどのような影響を与えているかという視点を含めて、子供の貧困の実態が明らかになるような調査を検討する。また、政策の効果が生じるプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含め、取組に対する効果を見るなどのプロセス評価も視野に入れた調査研究を検討する。

#### **3 地方公共団体による実態把握の支援**

地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するため、子供の貧困の状況に関する地域別データの把握・提供に努める。

また、各地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査について、各地域において適切に実態を把握できるよう、調査項目を共通化するなどにより比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向けた検討を行う。

## 第6 施策の推進体制等

### 1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、引き続き、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、同会議の事務局である内閣府を中心に、連携・推進体制の強化を図る。

施策の推進に当たっては、子供の支援に関わる全ての政策分野との連携に留意する。特に、子供の貧困対策が児童虐待の予防にも資するとの観点から児童虐待防止対策分野との連携を図るとともに、子供が成長し安定した生活を営めるようになるまで支援を行う観点から、青少年育成支援分野等との緊密な連携を図る。また、子供やその家族の状況に応じ、障害者支援施策や在留外国人への支援施策、配偶者からの暴力被害者支援施策等との連携にも留意する。

### 2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を資する地方公共団体の取組を支援する。

なお、沖縄における施策の推進に当たっては、沖縄における深刻な子供の貧困の実態やこれまでの実施状況等を踏まえつつ検討を進める。

### 3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

さらに、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等を子供及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動等といった民間の団体が行う公益に資する活動に活用することとしており、同制度の円滑な運用に向けて政府と

して環境整備や積極的な広報等に努める。

#### 4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下に設けた有識者会議において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する。

#### 5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを検討する。

子供の貧困に関する指標

(別添)

指標		直近値	算出方法
<b>教育の支援</b>			
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		93.7% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)の卒業生総数のうち、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学した者の数の占める割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		4.1% (平成30年4月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年3月までに中退した者の数を除したもの (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		36.0% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程又は一般課程)、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数のうち、大学、短期大学、専修学校(専門課程又は一般課程)又は各種学校への進学した者の割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8% (平成30年5月1日現在)	その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度の翌年度(5月時点)に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
	高等学校等卒業後	30.8% (平成30年5月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数のうち、大学、短期大学、高等専門学校(4学年に進級した者)、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設への進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されている者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)

ひとり親家庭 の子供の進 学率	中学校卒業後	95.9% (平成 28 年 11 月 1 日 現在)	母子世帯又は父子世帯の 16 歳の者のうち、高等 学校又は高等専門学校に在籍している者の割合  (出所：全国ひとり親世帯等調査)
	高等学校等卒 業後	58.5% (平成 28 年 11 月 1 日 現在)	母子世帯又は父子世帯の 19 歳の者のうち、大学、 短期大学、専修学校又は各種学校に在籍している 者の割合  (出所：全国ひとり親世帯等調査)
全世帯の子供の高等学校中 退率		1.4% (平成 30 年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、そ の年度中に高等学校を中退した者の割合  (出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上 の諸課題に関する調査)
全世帯の子供の高等学校中 退者数		48,594人 (平成 30 年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、そ の年度中に高等学校を中退した者の数  (出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上 の諸課題に関する調査)
スクールソー シャルワーカー による対応 実績のある 学校の割合	小学校	50.9% (平成 30 年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクー ルソーシャルワーカーによる対応実績のある小学 校の割合  (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調 べ)
	中学校	58.4% (平成 30 年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクー ルソーシャルワーカーによる対応実績のある中学 校の割合  (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調 べ)
スクールカウ ンセラーの配 置率	小学校	67.6% (平成 30 年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクー ルカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された 小学校の割合  (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調 べ)
	中学校	89.0% (平成 30 年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクー ルカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された 中学校の割合  (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調 べ)
就学援助制度に関する周知 状況  (入学時及び毎年度の進級時に学校で就 学援助制度の書類を配布している市町村 の割合)		65.6% (平成 29 年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付して いる」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就 学援助制度の書類を配付している」と回答した市 町村の割合  (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロ ジェクトチーム調べ)

新入学児童 生徒学用品 費等の入学 前支給の実 施状況	小学校	47.2% (平成30年度)	「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合
	中学校	56.8% (平成30年度)	(出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
高等教育の 修学支援新 制度の利用 者数	大学	—	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数 (注) 高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始。  (出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)
	短期大学	—	
	高等専門学校	—	
	専門学校	—	
<b>生活の安定に資するための支援</b>			
電気、ガス、 水道料金の 未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))
	子供がある全 世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))
食料又は衣 服が買えな い経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9%  衣服が買えない経験 39.7%  (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))  (※) 食料が買えない経験(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%) 衣服が買えない経験(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%)
	子供がある全 世帯	食料が買えない経験 16.9%  衣服が買えない経験 20.9%  (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))  (※) 食料が買えない経験(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%) 衣服が買えない経験(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%)



子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成 29 年)	ひとり親世帯に属する 18 歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者（「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。）の割合  (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成 29 年)	子供がある世帯で等価可処分所得が第Ⅰ～Ⅲ十分位の世帯に属する 18 歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者（「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。）の割合  (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
<b>保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</b>			
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成 27 年)	母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合  (出所：国勢調査)
	父子世帯	88.1% (平成 27 年)	父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合  (出所：国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4% (平成 27 年)	就業している母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、正規の職員及び従業員の割合  (出所：国勢調査)
	父子世帯	69.4% (平成 27 年)	就業している父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、正規の職員及び従業員の割合  (出所：国勢調査)

経済的支援

子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成 27 年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17 歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	7.9% (平成 26 年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17 歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成 27 年)	貧困線に満たない大人一人（18 歳以上 65 歳未満）と子供（17 歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	47.7% (平成 26 年)	貧困線に満たない大人一人（18 歳以上）と子供（17 歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成 28 年度)	養育費の取決めをしている母子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
	父子世帯	20.8% (平成 28 年度)	養育費の取決めをしている父子世帯の親の数を父子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8% (平成 28 年度)	養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)
	父子世帯	90.2% (平成 28 年度)	養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数を父子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)

### 3 宮崎県子どもの貧困対策協議会設置要綱

平成27年7月1日  
福祉保健部福祉保健課

(目的)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「法」という。）の基本理念にのっとり、本県の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、宮崎県子どもの貧困対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 法第9条に規定する県計画の作成又は変更等の協議に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策の推進に係る施策の検討及び連絡調整に関すること。
- (3) その他子どもの貧困対策に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる所属の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

第5条 協議会は、福祉保健部長が招集する。

- 2 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	所 属
関係行政機関	宮崎労働局 県市長会 県町村会
関係団体	県PTA連合会 県立学校長協会 県校長会 社会福祉法人三股町社会福祉協議会 県民生委員児童委員協議会 県児童福祉施設協議会 株式会社ナチュラルビー
学識経験者	南九州短期大学 宮崎大学教育学部





## 第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画

発行 宮崎県福祉保健部福祉保健課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7075

FAX 0985-26-7326

E-mail [fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp)